### シンポジウム

### BEPSプロジェクトの 総括と今後の展望

The 21st Century Public Policy Institute

報告

## BEPSプロジェクトの総括と今後の展望 7

21世紀政策研究所研究主幹

早稲田大学大学院会計研究科教授

青山 慶二

PWC税理士法人顧問

KPMG税理士法人パートナー

【パネリスト】

岡田

至康

高嶋

健

淵 博樹

デロイト トーマツ税理士法人パートナー

経団連経済基盤本部長

EY税理士法人エグゼクティブディレクター 原口 太一

小 畑 良晴

### ごあいさつ

意され、その後G20でも採択されました。その中身はこれまでの国際租税の枠組みを大 枠組みに沿って着実に実施していくことが重要であり、国際社会もモニタリングをして きく変えるものとなっています。今後はOECDならびにG20の加盟各国がこの新たな です。そういう意味では日本企業にとってはあまり関心がなかったというのは事実です。 ターバックスなど多国籍企業の一部で節度を欠いた節税対策が行われたことがきっかけ ことなどによって租税負担を軽減することです。このBEPSが議論になったのは、 ビジネスで得た利益を、実質的に経済活動を行っている国から税金の安い国へ移転する BEPS (Base Erosion and Profit Shifting:税源侵食と利益移転) とは、企業が国際 本日のシンポジウムは「BEPSプロジェクトの総括と今後の展望」と題して行い かしながら、昨年10月にOECDでこのBEPS対策についての新たな枠組みが合

いく必要があると考えております。

パナマ文書なるものが非常に大きな話題になっています。まだ必ずしも内容ははっきり の税制改正に向け、経済界としても意見を提起していく必要があるでしょう。また昨今 していませんが、この動きも注視していく必要があると思います。 日本でもすでに2016年度の税制改正でその一部が取り入れられていますし、今後

稲田大学大学院教授の青山慶二先生を中心に、OECDにおける議論に経済界の考え方 を反映すべくさまざまな活動を行ってきました。その結果一定の成果があったと思って 当研究所では3年ほど前から経団連とも連携をとりながら、この後お話しいただく早

手元にお配りしています書籍(『11研解説シリーズ BEPS Q&A―新しい国際課税 の潮流と企業に求められる対応―』)も、できるだけ分かりやすくということで発行いた BEPSについてご理解いただけるよう各地でセミナーなどを行ってきました。本日お また、OECDの合意を受け、当研究所では昨年秋からできるだけ多くの方々にこの

しました。ご活用いただければ幸いです。 本日は、初めに当研究所研究主幹の青山先生からこれまでの研究成果をまとめてご報 5

ごあいさつ

告いただきます。その後のパネルディスカッションでは、大手の税理士法人の専門家か ら今回の新しい枠組みについての解説をいただき、あらかじめいただいたご質問に も 回

への取り組みの一助になることを祈念して、私のあいさつとさせていただきます。 最後になりますが、本日のシンポジウムが皆さま方のBEPS対策ひいては国際租税

答したいと思います。

二〇一六年五月十二日

21世紀政策研究所所長 三浦 惺

報告

# BEPSプロジェクトの

総括と今後の展望

青山

慶二

# BEPS問題に関する国際租税研究会と経団連の取り組み

り組 取り組み一覧」(10ページ図表1)もご参照ください。 位置にあるのかを簡単にご説明いたします。先ほど三浦所長にご紹介いただきました取 所国際租税研究会での検討成果を踏まえてBEPSプロジェクトが現在どのような立ち についてご議論をいただきますので、そのイントロダクションとして、21世紀政策研究 本日は税理士法人の専門家の方々によるパネルディスカッションで中身の詳しい部分 みを時系列で並べた「経団連・21世紀政策研究所のBEPSプロジェクトに関する

認識は最初ヨーロッパでの多国籍企業の納税の実態から出発したもので、これが提起し 玉 .題は日本の多国籍企業にとって喫緊の課題なのか、場合によってはわれわれの問題 |際租税研究会では3年間にわたりBEPS問題に取り組んできました。 BEPSの

いう視点ではなく、 した位置付けが行われました。すなわち、単に個別企業の二重非課税問題に対処すると かし、その後BEPSプロジェクトはG20の政治的なイニシアチブの下できちんと むしろ税制の隙間を利用するようなスキームを放置することによる

意識と少し違うのかもしれないと感じつつリサーチを始めました。



青山研究主幹

多国籍企業についての不適切な二重非課税など

OECDは、プロジェクトの初期段階でまず、

そうすると確かに、現在のグローバルビジネ置付けです。 正すること(レベル・プレイング・フィールド) グローバルビジネス上の競争条件の不公平を是

箋が検討されました。 、その後3年間で、OECD・G2の枠組が、その後3年間で、OECD・G2の枠組がは、課題を15項目に分けて悉皆的な検討を開始し、その後3年間で、OECD・G2の枠組がある参加国により、各項目のすべてにつき処方がでは、課題を15項目に分けて悉皆的な検討を開いるところが認識されます。そこでOECD

### 図表1 経団連・21世紀政策研究所の BEPSプロジェクトに関する取り組み一覧

2013 ~	21世紀政策研究所国際相税研究会でBEPSを巡る問題を取り
	扱う
2014 ~	経団連は、OECDの公開討議草案に対し、計15本の意見を提出
2014.5	経団連は、OECD公聴会(行動13:移転価格文書化)に参加
2014.5	ウィリアム・モリスBIAC税制・財政委員長との懇談会
2014.5	報告書「グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方
	~国内法への帰属主義導入とBEPS(税源浸食と利益移転)問
	題を中心に~」
2015.2	OECD-経団連・21研国際課税に関する会議
	ーBEPSプロジェクトとわが国の対応ー
2015.3	経団連は、OECD公聴会(行動8 ~ 10: 移転価格税制)に参加
2015.4	報告書「グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方
	~ BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの討議文書の検
	討~」
2015.7	ウィリアム・モリスBIAC税制・財政委員長との懇談会
2015.12	大阪セミナー「今こそ必要!経営陣に求められるBEPS対策」
2015.12 ~	- 経団連タイムス連載「BEPSをめぐる問題と企業への影響」
2016.3	名古屋セミナー「今こそ必要!経営陣に求められるBEPS対策」
2016.4	経団連「BEPSプロジェクトを踏まえた今後の国際課税に関す
	る提言」
2016.5	書籍『BEPS Q&A ~新しい国際課税の潮流と企業に求められ
	る対応~』発刊
2016.5	報告書「グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方
	~ BEPSプロジェクトの総括と今後の国際租税の展望~」
2016.7	OECD―経団連・21研国際課税に関する会議
	─BEPS─貫性のある実施と残された課題─
	(2016年8月1日現在)

報告書については、当研究所のホームーページ(http://www.21ppi.org/archive/tax. html)参照

の段階から本格的にビジネスとのコンサルテーションが始まりました。そのコンサルテ の実態確認を行いました。次に、確認した事実に対し法制面でどのような対抗策が可能 という共通認識の下にプロジェクトに取り組んできました。 ーションの最初の段階から、国際租税研究会とその研究成果を発信していく経団連は、 かを検討して、一定の議論がまとまったところでドラフト(討議草案)を公開します。そ ーバルビジネスの中でも日本のビジネスこそが中心的な意見発信母体になるべきだ

ないという問題意識があります。特にアジアのマーケットで大きなシェアを持っている 全世界のいろいろなマーケットにおいてグローバルビジネスに携わる多国籍企業が直面 している問題に一般的にフィージブル(実行可能)であるかどうかを検証しなければなら :が国の多国籍企業からは、アジアで納税者が直面している問題も踏まえて意見発信し この背景には、BEPSはヨーロッパから発信された問題ではあるが、その処方箋が、

11

報告

にとっての新たな負担の水準が二重非課税防止目的の達成との関係でつりあったものか このことを踏まえた上で、研究会では比例原則の観点、すなわち処方箋のもたらす企業 ていく必要が指摘されました。それは欧米の企業が代弁してくれる内容ではありません。

### 図表2 最終報告書に至る経緯

年月	BEPSプロジェクトと 国際社会	日本産業界の対応
2012.6	OECD租税委員会で BEPSプロジェクト の開始	
2013.2	"Addressing BEPS" の公表	21世紀政策研究所国際租税研究会での特別研究テーマに指定(第1回報告書: 2014.5公表、先行3項目を対象)
2013.6	G8サミットでのBEPS プロジェクトに対する 支持	OECD文書の分析 日系企業への影響についての予備調査 BIACを通じた意見表明に加えて経団連か
2013.7	"Action plan on BEPS"の公表	らの『日本意見』の発信体制へ 
2014.9	BEPS報告書第1弾 の公表	行動13を特別重点項目に指定 (国内法改正を見据えた検討開始) 併せて、他の個別項目の検討と対応 各討議文書に基づくOECD主催コンサル テーションへの参加 21世紀政策研究所第2回報告書(2015.4公 表、9項目を対象)
2015.9	BEPS最終報告書の とりまとめ	最終報告書の確認と意見のとりまとめ
2015.10	G20財務大臣会合で の採択	
2015.11	G20サミットで報告、 首脳宣言で支持	

としての地域での経験の 検討し、意見発信をして いこうという方針です。 いこうという方針です。 なお、図表2の「最終 がて特にご注目いただき いて特にご注目いただき がる、のものでのを がったいのは、経団連はこの がれていのは、経団連はこの がれているという方針です。

### 図表3 わが国産業界のBEPS環境

### (経済産業省の実態調査による)

- ●欧米企業のようなアグレッシブな租税回避スキーム(例として、 ダブルアイリッシュ・ダッチサンドウィッチ型)には手を染めてい ないとの実態認識
- ●進出先子会社に任せる事例が多くみられる税務管理体制
- ●近年拡大する新興国市場では、現地課税当局の課税攻勢に直面

### (国税庁レポート等による)

- ●近年の国内税制・執行の安定
  - 税制改正(子会社配当益金不算入やタックスペイブン税制の適用除外要件の 緩和等)は、国際課税ルールの緩和方向
- ■国内執行の安定化(国税庁レポート)国際取引調査事績で大きな変化なし(2009 年をピークに調査件数、追徴税額とも低水準で安定)

### (BEPS報告書の影響)

●上記環境下でBEPSに基づく課税強化措置が実施された場合、 各社の税務管理体制に大きなインパクト

討 常 多国 スキ  $\mathcal{O}$ Ε ま 特 Ρ に 図 を う実 . S 籍 は 莂 表 本 進 I 進 密 出 企 欧 環 3 産 接  $\Delta$ な め 業  $\frac{2}{3}$ 先子会社  $\sigma$ 態 に 環 た点 境 な は 特 認 型 は 境 連 は 現 徴 譤 丰 を に わ 0 ഗ 携をとり 複 当 ま В 地 ٤ が を が Ē あ 染 雑 ح 現 玉 屖 P 進 在 て、 1) な め め S な 経営とと 出 ま 7 租 7 わ 0 環 日本 界 が 税 が わ l) Lλ 境 た た。 5 な ま が 0 玉 澼 す В L١ (D) 玉

国市場であるアジアのマーケットでは、現地課税当局のアグレッシブな課税攻勢に もに税務のマネジメントも任せる事例が多く見られました。そのような中で、 特に 新興

むしろ守りで苦労している面が目立ったという背景があります。

BEPS最終報告書は、各社の税務管理体制に大きなインパクトを与えるのではな きたBEPS問題、そして多国籍企業にとってコンプライアンス義務を強化する方向の ポートによれば調査による是正などの執行状況も安定していました。その中で発生して と懸念されたわけです。今回の処方箋は本社主導型、中央管理型の税務コンプライアン の国際租税の制度改正では新たな課税強化策は見られず、また、国税庁のアニュアルレ 国際課税について国内でどのような環境下にあったかを見ると、近年のわ が 国

### BEPS最終報告書の骨格

スのマネジメントを強く求めています。

参照)は、各国税制や条約の適時改訂漏れ、不整合を放置していたという反省から、そ BEPS報告書は、昨年10月に最終報告書として公表されました。その骨格 (図表4

### 図表4 BEPS最終報告書(2015年10月)の骨格

- ●各国税制や条約の適時改訂漏れや不整合の放置 グローバルビジネスの展開に税制が追いついておらず、その結果として各国間の 税制の間隙を利用する多国籍企業による節税策が拡大しつつあることの認識
- BEPS のもたらす弊害 間隙を突いた節税を許容したままでいると、ビジネスの公正な競争条件を阻害す るとともに、税制に対する国民の信頼を損なうことの重視
- 改革の処方箋の提示 国際課税ルールの大枠を維持しながら、15 項目ごとに二重非課税の防止を目的 として既存税制(国内法・条約)の全面的見直しを行い、適用可能な処方箋を 特定・提示

15

具体

的

に

は

玉

際

課

ル

枠

し

な

が

の項目ごとに、

二重

菲 税

課税

0 ル

防 の

止 大

の

観 は

から 持

既存

税 6

制

国

「内法や条約をも含んだもの)の

全面

的な見直 点 維

を

ま 改革案を練 配 n 処方箋を特定 従来 す す ば ージ) で示しましたように、 á 課税 が 独立 的 め はし」という大きな課税 国際課税 大 な 企業 きく分け 15 ると 項 • 原 提示して 目 う の の 則 )枠組 改革 意 ると実体法面 の二つを維持 味 案 です みを維持する」とは、 いくということです。 は 义 P E 表 か 6 Ų 原 5 剘 ٥ ٤ (恒久的 17 その 改革案と手 \^° 枠 移 記施設) 組 転 义 み 価 表 に 格 0 5 中 な

を 支 け 16

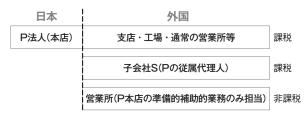
争条件 民 れ の信 悉皆: 頼 を を 達 回復 成 的 するとともに、 するという趣旨をうた 補 正 重 非課 併 せ で 税 税 を つ 制 解 7 全 消 体に L١ て公平 ま 対す す。 る な 競 玉

あ

1)

### 図表5 維持される国際課税の大枠

外国における課税権の閾値としての 「PE該当性基準(PEなければ課税なし)|



- (注) 準備的・補助的業務として、OECD モデル条約は商品の保管、展示、引渡し、 仕入れ、情報収集を挙げている
- ■国際的な関連者間取引の所得配分に適用される「独立企業原則」 本店・支店間および親会社・子会社間の取引を、第三者間で行われた という条件下でその価格や所得配分を見直す

間 雑 創 済 た 側 的 る な L١ 面 か 造 手 活 も を 側 る な 面 生 向 動 0 は 当 か 手 0 ス 面 続 情 + ħ に 0 で 0 る 行 で 実 は な 法 報 В 体 うも 的 Ε 玉 6) 開 ゎ L1 で 実 る ま 表 重 に Ρ 2本立 れ 法 な 示 S 体 非 ょ す 6 側 が 0 る 0 0 0 納 課 さ 讓 1) の 方 で (D) が 面 問 税 税 で 税 面 は 右 あ れ 大 を 準 側 題 す な 7 重 0 1) 0 0 確保 非 な 改 L١ 則 に ま ١,) IJ 提 堇 陥 讓 わ が 書 す な ス 起 か 左 1) することでし ち の لح 側 か が ク 税 生 Lλ Lλ の 付 視 項 ろ 0 n あ が 中 0 発生 目 実 た る で 加 点 れ 体 手 別 ろ は 価 は  $\mathcal{O}$ は

扙

す は Lλ

で な て

き

7 複

続

法

な

に

値

(D)

終 見 隙 的 法

### 図表6 最終報告書における15項目の構成

### BEPSプロジェクト 行動計画一覧

### 実体法的側面

行動1 電子経済への対応

行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化

行動3 タックスヘイブン対策税制の強化

行動4 利子控除制限

行動5 有害税制への対抗

行動6 条約の濫用防止

行動7 PE認定の人為的回避の防止

行動8~10 移転価格と価値創造の一致

### 手続法的側面

行動5 ルーリングの自発 的情報交換

**行動11** BEPSデータの収集・分析

行動12 タックス・プランニ ングの開示

行動13 移転価格文書化 行動15 多国間協定の開発

### 紛争解決

行動14 紛争解決メカニズ ムの効率化

(注) 2015.11.19 「OECD/G20 BEPSプロジェクト最終報告書 | (経団連経済基盤本部作成)より

が け ダ の デ 玉 か す を含 法 うる論 非 とどまる が I n 1 ħ う形 ĸ Ż ħ 参 そ ば 規 最 7 う が示 節 終報 カ らの む文書化 税 ſ١ 点 ſΊ 性 できる け ま で処方箋 ッションで議論 を は され 告書 ŧ 15 防 な す。 め た つ 項目についての諸勧 止 い 個 義務 ベス ιJ ŧ 厳 例 0 ということに しようという考え 別 格 あ 必ずその水 て が 15 え 的 な規 では ば は 書 項 1) 1 ブラ ま 自 か は 一では され す 範 行 4 ħ クテ 性 動 種 7 の を持 準を 18 な ま 13 類 ſΊ ず。 後 マ す つ 0 ま ^° 1 0 達成 路告案 力で の ベ ージ た 7  $\mathcal{L}$ 玉 段 す ス ス 階 7 とこ ۱۴  $\mathcal{O}$ な 別 が L١ 义 提 報 勧 ネ ſΊ ま タ 分 そ 関 な す ル

### 図表7 15項目の勧告が有する法規範性

(規範性の強さ順に整理)

●ミニマムスタンダードを提示するもの すべてのOECD/G20加盟国が一貫した実施を約束

### 行動5 行動6 行動13 行動14

●既存のスタンダードの改正内容を勧告するもの 改正し実施することを約束(ただし、すべての参加国が基礎となる法制のスタン ダードを共有するとは限らない現状を前提)

### 行動7 行動8~10

●共通アプローチを提示するもの 各国の法制・執行の協調を実現するもの

### 行動2 行動4

●ベストプラクティスを提示するもの 対応しようとする国に、制度を構成する要素ごとにベストプラクティスを提示して 制度設計等を支援

す。

事

例

を提示するにとどめるとの対応

### 行動3 行動12

5 れ

0

かということを検討しま

からBE 納税者にとっての P S 多様 問 な勧告を受け 題 BEPS問題 どう

7

h 納 で 税 **図** 者 Lλ 表 つ が 8 *t*-

取

1) 組 本的に各国 うとする国 にベストプラクティス 例えば 照

あ

制

度設計を支援する、

つま

V)

、を提

示 制 税

て

j 基

(J)

裁

量

に

任

せ、

ベストと考え

5

合算税制) で 行 は 動

3 の

C た

外

国子会社

検

討

され Ċ

度 制

構成要素ごと

### 図表8 納税者にとってのBEPS問題

### (多国籍企業の経営判断への影響)

- ●従来の納税義務配分(税引後所得)に大きく影響を与える新ルール (海外直接投資先の決定を左右)
  - ▶ 現行のグローバルバリューチェーンへの新ルールの影響測定の 心要性
  - ▶ 処方箋内容の各国当局による実施状況いかんのモニタリングの 心要性
- ●手続面でのコーポレートガバナンス強化を求める処方箋
  - ➤ 経営情報を税務情報として開示するよう求める範囲の拡大 ・国別報告書、マスターファイル等
  - > 新ルールを踏まえたグローバルビジネス管理充実の必要性 ・税務管理強化のための事業構造の在り方の検討 ・必要に応じた経営資源の再配分
  - > 欧米ライバル企業のノウハウの参照 ・グローバルな租税戦略に関する本社指導力強化のためのモデルとして の参昭

### (その他)

- ■国際税務に関するアドバイザリーサービス需要の拡大
  - (中小企業を含めて)
    - ・専門家(税理士、弁護士、会計士)間での国際課税に関する協調体 制も進展(国内&海外)

が 5 義務 籍 効 < ダ る 即 ħ 考え 投 実 企 果 る 率 あ ル ŧ ŧ 資 ま 体 配 業 問 6) 0 に 先 す 分に 課 ま な 法 5 題 0 綷 税 の n 沿 1)  $\perp$ L١ ŧ 決定 を 営 7 大 の ま あ 0 つ 測 経 剚 水 新 き す は I) た を左 改革 Ź 定  $\mathcal{O}$ 営 断 準 ル 者 影 従 する必要性 ょ 直 そ 1 う 影響 右 の 響 来 接 の 関  $\mathcal{L}$ ル の ス な す 海 を ょ が  $\mathcal{O}$ ょ ゎ る 与 納 多 う うに 新 外 定 す つ 直 税 ル め え 玉

推進する主体のG20、OECDは、 国によって温度差が出てきかねません。これを防止するため、BEPSプロジェクトを ますし、内容のばらつきも生じ得ます。 改正や条約改訂に取り組むことになり、 納税者もそのような視点で、進出先の国内法改正およびその執行がどのように行 影響測定の必要性といっても、 期限設定と綿密なモニタリングをすることとしてい 勧告内容にどれだけ忠実に改正に取り組む その対応にはタイムラグが生じる可能 各国がこれから最終報告書に基づいて、 性が あ

すでに今年の税制改正で取り上げられた移転価格のドキュメンテーション(文書化)に 情報の開示が求められる範囲の拡大にどう対応するのか。この点については、わが国も ついてのルールを、どのように現場で実施していくのかという問題があります。 も税務面でのガバナンスの強化を求める処方箋も含まれています。税務情報として経営 われているか、注意深くアンテナを張っておく必要があります。 ところで、最終報告書の手続法面では、本社主導でのコーポレートガバナンス、しか

よっては税務管理強化のために事業構造の在り方にも影響が及ぶ可能性があります。経 :ルールを踏まえたグローバルビジネス管理充実の必要性の観点で見ますと、場合に

営資源の再配分も必要になるかもしれません。

部分はいいとしても、子会社の税務情報等、新たなドキュメンテーションについての管 テナンス、保持をおおむね本社で集中的に行っていて、それほど海外に展開しているわ 理の集中化は、それほど進んでいないようです。場合によっては欧米ライバル企業等の けではないので、影響は少ないのではと認識していました。ただ、中央管理されている ノウハウを参照する必要も出てくるかもしれません。 この点について研究会では、日本のものづくりの企業は例えば無形資産の開発やメン

理士法人などの専門業種間での相互協力や、クロスボーダーでの協力も一層必要になる ーサービス需要がこれからますます増大していくだろうと思われます。弁護士法人や税 さらに、一般的な指摘としては、国際税務に関する法律・会計を通じたアドバイザリ

### 申し入れが反映された事例

ことが推測されています。

ここで、当研究会等での検討を踏まえてわが国の産業界から申し入れたことが、BE

### 図表9 わが国産業界からの申入れが 最終報告書に反映された事項(例)

- 行動13 (移転価格文書化)関係
  - ➤ 当局への国別報告書(CbCR)の提出方式について、情報交換方 式の採用
  - ➤ CbCRの開示情報から利子・配当等の細目表示の撤廃
- 行動7 (PE認定の人為的回避)関係
  - ➤ VMI倉庫の除外へのアプローチ
  - ➤ 代理人PEの定義
- 行動6 (条約濫用)関係
  - ➤ LOBとPPTの選択制
  - ➤ PPTの事例拡張

を提 有効 重要な課 な経営の中枢に係る文書については本社で集中的 べて自分のところの子会社から出させるとの イアンスコス |別報告書の提出方式につい 行 案しま な反撃の 動 いものでした。 13 につ 題 した。 弾を撃ち続 ١ す。 の 7 これに対 面 の そ から見て OECD れ けたと私は見て に 対 し て、 か 当 して当研究会、 な 局 当初 経 ĺ) 0 団 厳 原 連 課 案 し 税当 ιJ は ſΙ は ま そ 制 局 す。 経 度 闭 0 は 特 連 ۴ ょ

す

は ル 0 て簡単 に コメントし ŧ

ロジェ

クト

· の 最

終報告書にどの

程

度反

Ź

13

移 表

転

価

格文

化

の

問

題

で

し

た。

の

各

図

9

あ

1) 書

ま

すように、

番大

くきな

点 題

行

動

とって最

も実務

に影響しますし、

事務

負担 問 争

の は は

面

で 企

で

るべきであるという主張を財政当局の理解と支援を得て行い、その結果主張が認められ 理し守秘性も高いので、当該情報は租税条約の情報交換規定の守秘義務の下で交換され

そのほかにも開示項目の細目表示縮小についての意見等も取り入れられました。

たのが大きな成果でした。

今回、より明確化を勝ち取っています。 されました。代理人PEの定義等についても、不明確な定義に対してクレームをつけ、 ħ VMI(ベンダー管理在庫方式)倉庫の活用が非常に進んでいますが、行動了の中でこ という方向での働きかけをかなり行い、この点については最終報告書には一定程度反映 .の取り扱いが十分にコメントされていませんでした。VM-倉庫がPEに該当しない .約関係での働きかけの効果は2点あります。まず、行動7のPEの人為的回避の部 特に先ほどアジアのマーケットの話を申し上げました。わが国の多国籍企業は

が提出され、 それから、 採択されました。すなわち、米国のLOB (Limitation on Benefit:特典制 米国とEUに温度差のある条約濫用への対応です。わが国からは、産業界 租税条約の改訂交渉の中で財務省が工夫した条約例を踏まえたコメント

報告

なっています。経験の少ないPPTに関しては具体的な適用事例を充実させるべきだと 当初は双方とも標準装備しろとの原案だったようですが、最終的な勧告では選択制と 限規定)方式とEUのPPT(Principal Purpose Test:主要目的テスト)方式について、

### 包摂的取組みの重要性

いうコメントも受け入れられています。

全面支持の政治的コミットメントが掲げられています。 最後に、最終報告書公表後の課題について申し上げます。 図表10にはG20ベースでの

て、そのような包摂的な取組みへの参加を勧奨することになりました。 参加できるという仕組みを提示し、6月に京都で開催されるOECD租税委員会に向け できるだけ多くの国を入れるために、最初から実行していた国と同じ権利・義務の下に 国で実行するだけでは、レベル・プレイング・フィールドが実現するはずはありません。 的枠組みによる取組みをすべきと強調されました。BEPS最終報告書の提言をG20の 特に注目していただきたいのは2016年2月のG20の声明であり、その中では包摂

### 図表10 BEPS最終報告書後の政治的イニシアチブ

- 2015.11 G20アルタヤ・サミットでの全面支持
- ●2016.2 G20財務大臣等会議声明
  - ・包摂的枠組み(OECDによる非G20諸国・地域の対等な立場での BEPSプロジェクトへの追加参加提案)の支持
- パナマ文書問題の発覚) (2016.4)
- ●2016.4 G20財務大臣等会議声明
  - ・包摂的枠組みへの参加の奨励(2016.6京都開催のOECD租税委員 会に向けて)
  - ・自動的情報交換基準の2018年までの実施へのコミットの要請(非 協力地域に対する防御的措置の準備)

が 施 方 タックスヘイブン税制をどのように適 ン子会社の情 の 7 られるタックスヘイブン情報 これらも踏 いうことについ 1 点だけコメントさせて あ するコミット 問題であ ιJ 研究会でも、 併 ここでは、 パナマ文書のほうは主として高額 、ます。 νj ま この って、 BEPSプロジェクト まえて自 B E 報 て、 基本的に メントの 間 が 多国籍企業についてはタックス PS問題と、 ۱۴ 十分入手できるので、 動 ナ 処方箋が 的 マ は ١J 文書の発覚等 情 拡大要請 両 ただきま 報交換を20 議論 .者は の透明化 今回 され 別問 はそもそも多国 が の 行 i納税: パナ 用 との たところです。 題 わ が あ れたという背景 1 したら であると認 そ 関係について、 者の海外投資 マ 8年までに 4) ħ 文書等に ま を ίl し 前 籍 た ιJ イブ 企業 か 提 識 が

見

実

ع

けば BEPS問題 させて論ずるのは問題ではないかと思われます。 に係る情報の入手に係る問題でしたので、同じ土俵で議論すべき対象ではないというの 提です。 いいのではないかと思います。 両者は税制 への対処の視点で、タックスヘイブン活用への処方箋として取り組んでい の透明化という点で共通性を持ちますが、 BEPSプロジェクトは多国籍企業の 両者を不必要に関 連

### 今後の課題と検討事項

を掲げていますが、 らに継続 今後残る問題は、 して取り組んでいかなければいけないと思っています。図表11にその主要項目 最終報告書での積み残し案件への対応であり、 いずれも積み残しといっても重要なものばかりです。 当研究会としてもさ

則の検討もあ 十分議論されると思います。 移転価格関係のうちPS法 ります。PE関係の帰属所得に関するガイダンスも含めて、詰めるべき重 それから所得相応性基準のガイダンスと金融取引関連 (利益分割法)のガイダンスについては、本日の パパネ の ル 細

要な積み残し案件です。

### 最終報告書での積み残し案件への対応

ŧ き

あると思

ίl

,ます。

ゕ

け

きもあ

りますし、

二国間での条約

を背景とした働

き

ゕ

け

### ●移転価格関係

- · PS法のガイダンス(2018完成見込み)
- 所得相応性基準の実施ガイダンス
- 金融取引関連の細則の検討
- ●PE関係

で意見を申

し述べています。

今後、

この動

向を見定め、

どの

Ū

ま

B

I

Α

C

ス

- 帰属所得に関するガイダンス(2017完成予定)
- 多国間協定
  - ・現在95カ国が参加して検討中

特 ウ 0 目 合意を超え 公開 すべ 残る ェブで公開するというもので、 に最近E きな 課題 指令 た要求を Uに おい Ō は が は 先 提案されま 進 ∃ 玉 てCbCR [ の そい 国 П ツ 内法改正 した。 ۱۴ す。 やア これ 国 一状況です。 メリ 当研究会も ある [別報告書) は 意味 カ 玉 の 別 BE 進 報告書 展 その中で一つ注 に関 Ρ 具合であ S の内 報告 する 書 容 情

け、 対応を発見した場合の、 書に基づくモニタリングに際してビジネスが当局 た。 先ほ これは 途 上 ど私 もちろんG20を通じての法 は 玉 からの アジア )課税 の 中 改勢に加えて、 わ での日本の重要な役割と申 が国 からの情報 制 今回 面 提供 で Ò の 相手 ВЕ など の 不 玉 の Ρ ا ل 働 適 S の き 切 報 げ 働 な ま か

し

 $\mathcal{O}$ 

を 報

ような対応が必要かについて検討していかなければならないと思います。

制の改正等」をアジェンダとして挙げています。研究会としても、これに対しビジネス 目もありますが、 国内で残る課題は、国内法の改正です。わが国がすでに先取りして取り組んできた項 、未着手のテーマの中では、昨年の与党税制調査会の大綱が「CFC税

の意見を集約して働きかけをしていかなければならないと思っています。 BEPS問題は、最終報告書は出たものの、まだ5合目、6合目程度ではな

て提言に結びつけていく必要があると思います。これからの皆さま方のご協力をよろし うか。今後最終像を目指してのさらなる努力が求められます。その中では会員企業の皆 さま方からいただいたいろいろな問題点をより具体的に抽出して、研究会の中で消化し

くお願いします。

パネルディスカッション 【モデレータ】 【パネリスト】 EY税理士法人エグゼクティブディレクター デロイト トーマツ税理士法人パートナー PWC税理士法人顧問 経団連経済基盤本部長 KPMG税理士法人パートナー 小 畑 原口 川 高嶋 岡 田 良晴 太一 健 至康 博樹

# パネルディスカッション前半――テーマ別概説

筆をいただいている分担に基づき、高嶋先生から外国子会社合算税制(CFC税制)に まず前半ですが、昨年度の国際租税研究会の報告書において、各先生にそれぞれご執

本日のパネルディスカッションは前半と後半に分けて進めたいと思います。

行という面でも非常に重要なテーマだと感じています。 考えています。いずれも今後の国内の改正を見据えた場合、また各国における税務の執 の多い取引単位利益分割法について、それぞれプレゼンテーションしていただきた 生からは移転価格税制の全体について、山川先生からは移転価格の中でもとりわけ問題 ついてご説明いただきます。続きまして原口先生からは利子控除制限について、 岡田先 いと

りますご質問について各先生からお答えいただく形で進めていきたいと思います。 一方、パネルディスカッションの後半では事前に会員企業の皆さまからいただいてお

## 「行動3」効果的なCFC税制の構築について

私の担当は行動3(効果的なCFC税制の構築)ということで、資料に添って説



明いたします。

そのまま税法に落とせるぐらいのメッシュの細 り読みました。 制度のあり方」でCFCの事例研究をした関係 告書「グローバル時代における新たな国際租税 らないミニマムスタンダードの規定については BEPS最終報告書は、必ず導入しなくてはな らいいという、ガイドラインを提示しています。 CFC税制を入れたい国はこういうふうにした でBEPS行動3の最終報告書をかなりしっか かさで書いてありますが、行動3は、ベストプ 行動3はベストプラクティスということで、 21世紀政策研究所研究会のプロジェクトの報

ラクティスの中でも各国の事例の集大成のよう

がって、これをどう読んでいくかが非常に重要だと感じています。 なもので、これをそのまま税法に落とすことはまず不可能という印象があります。

### 六つの構成要素

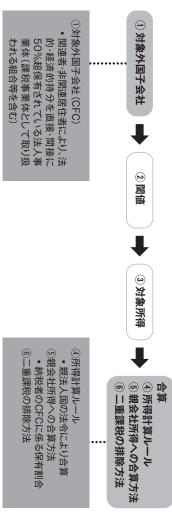
の中でも重要な②閾値と③対象所得を中心にご説明します。 対象所得、それから④から⑥の合算の方法です。時間が限られていますので、今日はそ 図表12に「六つの構成要素」と書いてあります。①対象外国子会社、②閾値、

住者が直接・間接に50%超の持分を保有している事業体です。③の対象所得は、原則と いきます。それから二重課税の排除方法も一定程度記述されています。 して親会社所在国の法令により合算所得を計算します。合算方法は保有割合で合算して ①の対象外国子会社は、日本のタックスヘイブン対策税制と同じように、その国の居

「本国の実効税率から十分に低い場合」には合算課税するとなりましたが、中間報告では 「CFCの実効税率が本国の実効税率と十分に同様な場合]は合算課税しない、 図表13(34ページ)をご覧ください。まず、②の閾値のところです。最終報告書では すなわち

には「本国の実効税率と十分に同様な場合」に落ち着きました。これをどのように解す 21・75%となりますから、現行の20%を超えてしまう状況も想定されましたが、最終的 ました。もし、中間報告のままですと、日本の実効税率は約2%で、その4分の3は約 「その国の法定実効税率の4分の3を下回った場合」に合算の対象とすることになってい

図表12 行動3 効果的なCFC税制 6つの構成要素(1)



## 図表13 行動3 効果的なCFC税制 6つの構成要素(2)

### ① 対象外国子会社















White List方式およびBlack CFCの実効税率が一定水準 を上回った場合に、適用除外

List方式の併用も容認

- Discussion Draft にあった すべきという記載は消滅し、本 国と十分に同様の税率の法人 本国の法定実効税率の何%に は対象にしない、との記述に
- デ・ミニマス基準は排除しない ソと併用すべき が、アンチフラグメンテーショ
- 租税回避防止テストは、外国 子会社合算課税制度の効率 性を落とすが、排除しない

- ●CFC所得の規定は参加国の国内法制に合わせて自由に規定できる。それ に関するその国の国情から規定すればよい。 らは、この報告書の対応策を参考としてもよいし、しなくてもよい。BEPS
- out in the explanation section below. This choice is likely to be dependent on the degree of BEPS risk a jurisdiction faces." to choose their rules for defining CFC income, including from among the measures se rules that are consistent with their domestic policy trameworks. Jurisdictions are free …, it recognises the need for flexibility to ensure that jurisdictions can design CFC
- 以下のアプローチ等を単独または複合的に用いて対象所得を定義する カテコリーアフローチ 配当、利子、保険、使用料等、(IP 所得含む)販売・サービス所得に分類
- ・所得の源泉による分類 取引相手の関連性による分類
- 実質アフローチ
- 実質的な経済活動を伴わない所得を CFC 所得とする
- IP 所得につき、ネクサスのある所得以外の所得を CFC 所得とする (ネ クサスアブローチ)
- 超過利潤アプローチ
- 主に IP 所得につき、超過利潤を CFC 所得とする

かは難しいところですが、やはり、 実効税率を基準に適用除外を判定することは有効

定だと思いますが、租税回避防止テストも一定程度認めるということで落ち着いていま である、ということだと思います。 それから White List、Black Listの併用も容認です。たぶんイギリスを想定しての規

次に③の対象所得ですが、これが所得の種類別といわれているものです。カテゴリー

アプローチ、実質アプローチ、超過利潤アプローチがあり、これらを単独で用いてもよ いし、複合的に用いてもよいと書いてあります。ただ、カテゴリーアプローチで配当、 保険、使用料等、IP(知的財産権)所得を含む販売またはサービス所得を、 合算課税してしまうと、経済合理性、実体性のある活動も著しく阻害さ

れてしまって大変なことになります。実際には、カテゴリーアプローチに加え、実質ア の形成に貢献したものに所得を割り当てて、除外していくという方法を組み合わせ ーチで実体のあるものは除外してもよいとされています。またIP所得については 35

ていかなければいけないと思います。

国でも採用されていません。このアプローチを行うと、どのような方法で超過利潤を算 そのリターンを超えたものを超過利潤としてCFCルールにて合算するという超過 アプローチがありますが、これはおそらく日本では採用されないと思いますし、どこの ート関連の資本支出に関して、一定のリスクを勘案したリターンを計算し、 利潤

定するかにもよりますが、本来BEPSの懸念のないIP所得も合算されてしまうこと

、実務上は相当な弊害が出てくると思います。

も想定され、

# カテゴリーアプローチと実質アプローチの相違点

とき、OECDのBEPSの議論で何が問題になったか、カテゴリーアプローチに注目 PSの問題が生じるか、かなり詳しく書いてあります。皆さまは最終報告書を読ま 行動3の報告書には、カテゴリーアプローチにおける各所得に関してどんな場合に して理解されるとよいと思います。 図表14を見てください。カテゴリーアプローチ、実質アプローチをご説明します。 6れる B

配当所得については、能動的な所得からの配当や能動的な証券取引に係る配当は問題

# 図表14 行動3 効果的なCFC税制 6つの構成要素 (3)

### ① 対象外国子会社









### カテゴリーアプローチ (補足)

・能動的所得から支払われた配当、能動的な証券取引に係る 懸念なし 配当、親会社が直接受領した場合免税となる配当は BEPS

・金融所得を得るための必要な実質を伴う場合、資本超過状

# 態にない場合には、対象外とすべき?

・CFC が過大資本である、関係者との契約等に由来する、保 がある場合等において、その(再)保険活動がグループ全体 ただし、CFC が自らリスクを引き受け、管理する十分な実質 険契約の相手が異なる法域に存在する場合、BEPS 懸念大。 で経済合理性がある場合には、対象外とすることは可能

# 使用料等、(IP所得含む) 販売・サービス所得

・CFC が自ら所得を得るために必要な実質を備えている場合 には、対象外とすべき?

### 実質アプローチ (補足

して以下の3つの対応策を提示 実質アプローチにおける実質分析については、

- Substantial contribution analysis 所得に重要な貢献を行ったかどうかを判断 事実関係の分析を行い、CFC の従業員が CFC の
- Viable independent entity analysis グループ内の事業体のすべての機能に着目し、当 該 CFC が特定の資産を保有またはリスクを引き
- Employees and establishment analysis: 受けているかどうか判断→移転価格の手法と類似 を稼ぐ従業員・場所が必要、 生み出す活動の管理・監督ではなく、実際に所得 従業員や施設の有無に着目して判断(付加価値を

です。このようなことは他にも見られますので、各BEPS行動計画間の整合性をもっ 他のBEPSの行動計画とどう整合性をとるかの記載がなかったのは、少し残念なこと 態については、実際には移転価格のほうで手当てされますので、このあたりについて、 様です。利子所得については、グループファイナンス等の実質と実体を伴っているもの、 ないとされています。親会社が直接保有していたら免税になるようなものについても同 および資本超過状態でないものは、BEPSの懸念がないとされています。資本超過状

合理性があるもの、要するにその活動によって保険料等がセーブされるような実体のあ る保険サービス所得については問題がないという脚注が入っていますので注意が必要で 保険所得も懸念があるとされていますが、最終的に、保険活動にグループ全体で経済

と整備して欲しかったと思います。

得はIPを実質的に組成したところで課税が生ずるべきとされていますので、そうでな P所得を含む販売・サービス所得については、BEPS全体の議論の中ではIP所

い場合に合算すべきとされています。

ときに何が問題になってくるか、それを検討していかなければいけないと思います。 以上のディスカッションを中心に、今後の日本のタックスヘイブン対策税制を考える

実質アプローチは日本の適用除外とほとんど同じです。Substantial contribution

移転価格の制度と非常に似ています。グループ内のすべての事業体の機能に着目し、そ analysis(実質貢献分析)は従業員の実態に鑑みて判断する方法です。 方法で、ここでも移転価格税制との競合が発生しますので、移転価格税制との調整が必 のCFCが資産を保有しているか、リスクを引き受けているかを観察して判定していく Viable independent entity analysis(存続可能独立事業体分析)はちょっと問題です。

に着目しますので、日本の実体基準とよく似ていることになります。 Employees and establishment analysis(従業員・施設分析)は従業員や施設の有無 要となります。

## 勧告に関する日本の対応

図表15(40ページ)をご覧ください。では、こういう勧告が行われ、日本はどう

### 図表15 行動3 効果的なCFC税制 国内法制化の論点①

### 現行制度を基本とする漸進的改革かまたは所得分類/実質分析等の抜本改革か

### 現行制度を基本とする漸進的改革

- ・OECD の最終報告書の内容は、ミニマムスタンダードではなく、 ベストプラクティス
- ・同最終報告書において、日本は実質的に Transactional Approach の一種であると整理されている (最終報告書 p55 脚注 21)
- ・CFC 税制はわが国で十分に定着

### 所得分類/実質分析等の抜本改革

- ・他方、航空機等のリース事業に係る所得(リース所得)、キャビ タルゲインなどの問題に抜本的に対処するには、所得分類・ 実質分析等の抜本的な改革も必要か?
- ・わが国の資産性所得課税制度は、OECD の最終報告書の分類 アプローチに基本的に対応

л

**保険所得**は対応していないが、非関連者基準にて手当てされている



### 現状の問題意識

- ・対象外国子会社(CFC)の定義の支配の観点からの見直し
- ・ 航空機等のリース事業に係る所得(リース所得)
- ・組織再編等のキャピタルゲイン
- ・無税国に所在するが、和税負担割合はトリガー税率を超える場合

念さ ると 6) る の 類 来 案 行 () か で 方 年 を 庎 ま 0 は 制 し ま で 事 式 す n は か 度 す。 経 度 務 7 は な 闭 7 が の の ろ ſΊ 負 変 た 税 そ 連 漸 な L١ な ゎ 5 次 ま い 担 か 制 ħ. が 進 き 主張 は 論 す。 か、 所 改正 に対 的 ま が つ 増 得 き 点 そ 7 な 义 う な 表 が いの で 大 は 7 現 16 あ す す < 分  $\mathcal{O}$ 

### 図表16 行動3 効果的なCFC税制 国内法制化の論点②

OECDの行動3報告書により、BEPS(税源浸食・利益移転)懸念 のある所得でCFC税制により課税すべき所得とは何かを明確化 し、現行のCFC税制の趣旨を再検討した上で、現状のCFC税制 の手直しを行うのか、新たなCFC税制をつくるのか、慎重に議論 すべきであると考えられる。

例えば、現行のCFC税制が、「低課税国へ自国の利益を移転する 租税回避行為を防止する | ことが趣旨であるとすると、

- ・低課税国へ 税率判定
- ・租税回避行為を防止 → 支配の判定、経済合理性の判定 (適用除外基準)
- ・自国の利益を移転する 外国子会社等の組織再編等による キャピタルゲインに対する課税の適否

策 識 ぼ

制

が

厳

しすぎるところとしてオー

I

ŧ バ

Ε

Р あ で

大

日本

のタックスへ

イブ

シ対

を慎重に検討することが必要になると考えられる。

逆に V) ことをひとつひとつ議論 念 税 ま ク 課 あ イブン対策 動 税 3 ル あ る の 今後何 報告書 すぎて も の  $\exists$ 税 が が必要かというと、 を踏 ち 制 過 る ゃ に h 照らして、 ゚゙゙゚゙゙まえ、 の 剰 では と入っ して 整理 現行 な 7 の l, 部 **の** か L١ В そ Ē タ 分 ح る В

て を見てく B E さ Ρ . S の 行 懸念 動 3 の の あ 報 る 告書を分析 Ċ F Ċ 所

は

現

行

の

タッ

クス

ヘイブン対策

で

ほ

完全に捉えら

れているというの

が 税

私 剬

の 認

P S ツ

か

ſ١

やって適用除外にしていくか、といったところが論点となると思います。 う考えるか、経済合理性のあるものについては租税回避行為ではありませんので、どう 判定で何%とするのか、租税回避行為は支配していないと起きませんので、[支配]をど 移転する租税回避行為を防止することが趣旨だとすると、まず低税率国というのは税率 、私なりの考えを図表16の下段に書いてみました。低税率国に自国の利 現行の、あるいは今後構成するCFC税制をどんな趣旨で位置付けて 益

利益を移転しているわけではないので、タックスヘイブン税制の合算課税の対象にしな を生じてしまい、場合によっては思わぬ合算課税が生じてしまいますが、これは自 転により組織を変更するとタックスヘイブン対策税制の租税負担割合の低下という問題 自国の利益を移転するという点に関していえば、例えば買収した後に株式の非課税移 国の

いくかを慎重に検討していけばよいということになると思います。 ーインクルージョンとなるかをよく議論して、趣旨に鑑みて、どういう制度を構築して そうすると現行制度において、何がオーバーインクルージョンとなるか、何がアンダ

い方がいいという結論になります。



原口 たします。 いま高嶋先生から話があったCFC税制と違 「行動4」利子控除制限について さほど複雑な内容ではありませんので、 私からは行動4の利子控除制限の話をい

思いますし、 思っています。 うと現場でもかなり混乱するのではないかと インクルージョンの議論がちゃんとされないま います。オーバーインクルージョンとアンダー 概念的に所得の種類別分類をつくってしま 抜本的な改正でも達成できると思

このゴールは現行の手直しでも達成できると

ま、

比

較的理解しやすいと思います。

適用を受けて支払利子の損金の算入を否認される、損金不算入になっていることはほと 割合でもって損金算入を制限していこうというものです。ただ日本の企業でこの税制の 過少資本税制で、資本と負債の比率で損金算入を否認していきます。そして、昨今入っ 認できる規定が三つあります。一番メジャーなのが移転価格税制です。次に昔からある たのが過大支払利子税制です。これは、フローベースに着目して所得に対する支払利息 利子控除制限は実はわが国に存在しています。わが国において、利子の損金算入を否

がつくられました。ここに来られている企業の9%の方はこの税制について細かく検討 時の経済産業省が知恵を絞り、日本の企業をいじめる税制は入れないということで制度 したことはないと思います。ただ、BEPSの最終報告書の中では支払利子の控除の制 この制度を導入するとき、日本の企業の足かせになってはいけないという観点から当

んどないと認識しています。

のとなっており、基本的なつくり方はわが国の過大支払利子税制とよく似ています。そ 冒頭、 青山先生から話がありましたが、基本的には共通的なアプローチを提示するも 限について提言がなされています。

の税制はどういうものか概括します。

# 日本の過大支払利子税制とは

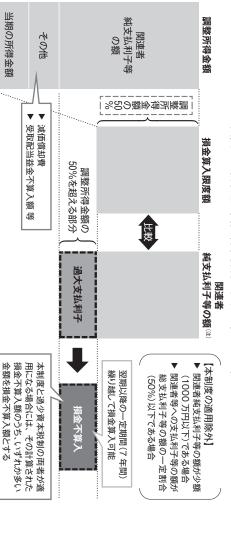
本的には所得をベースにして、その所得の一定金額までしか損金算入を認めません。そ 図表17 (46ページ) は、 わが国の過大支払利子税制の仕組みのイメージです。

れを上回る支払利子については損金不算入とするというものです。

関連者に対する利子で、調整所得金額の50%を超える支払利子が、損金不算入になりま と関連者の純支払利子額などを足して調整所得金額とし、その5%をキャップにします。 という概念が用いられています。当期の所得金額に減価償却費と受取配当益金不算入額 では、その所得のキャップはどのように考えるのか。わが国においては調整所得金額

所得を構成するような利子については課税の対象にしないという制度になっていること です。そこが効いて、日本の会社が日本の関連者に支払っている利子はカウントされな いい仕掛けになっているのは、受け取った側が日本の法人であって、日本の課税





関連者等(直接・間接の持分割合 50% 以上または実質支配・被支配関係にある者等)への支払利子等の額(利子等の受領者側でわが国の法人税の課税所得に算入されるもの等を除く)の合計額からこれに対応する受取利子等の額を控除した残額をいう

(出所)第67回租税研究大会(東京大会)での財務省公表資料に基づき作成

いので、この税制にひっかかる会社はほとんどありません。

反対に、外資の会社で、海外の親会社や関連会社に支払うものが対象になってきます。

基本的に日本の国内企業についてはひっかからない制度になっています。 の支払いによって取り扱いが違うこと、利子は損金算入できますが、配当はそうなって いないことはご存じだと思います。その違いを巧みに利用することによって所得の調整 では最終報告書で利子控除制限に係る提言がなされた理由を見てみます。利子や配当

ができます。

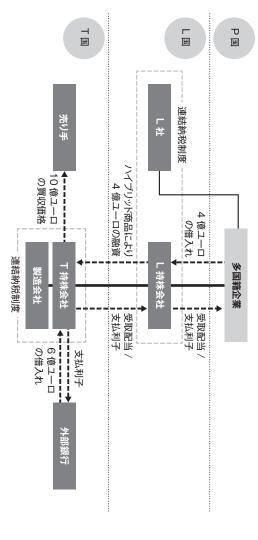
合わせていろいろなスキームが考えられていますので、そこにキャップをつけていきま から低税率国へ所得の移転は簡単に起こってしまいます。このようなことをうまく組み 簡単にいいますと、低税率国から金を借り入れて利子を払うことによって、高税率国

# 利益移転、税源浸食の取引例

図表18(48ページ)を見てください。複雑な取引図になっています。これはOE

しょうという大きな流れがあるのです。

図表18 負債のプッシュダウンと中間持株会社を利用したレバレッジによる買収事例



(出所) OECD | 税源浸食と利益移転への対応報告書」別紙 C に基づき作成

Shifting、(『税源浸食と利益移転への対応報告書』)という報告書の中で、こういったス CDから2013年2月に公表されています "Addressing Base Erosion and Profit キームで利益移転、税源浸食が起こっていると例示された取引を図示したものです。こ

h .な取引が本当にされているかどうか、ちょっと複雑なところですが。

まがお金を注入して買収していこう。そのとき単に資本を注入する形にしてしまうと、 国にある製造会社を買収したいがT国(T持株会社)にはお金がないので、P国の皆さ まずは、自分たちはP国にある多国籍企業だと思ってください。T国、ターゲットの

ん。貸付金で注入して支払利子を発生させたほうが税効率がいいという観点でスキーム P国には配当というかたちで還元することになるので、T国において損金は発生しませ

造会社を買収する箱をつくります。P国の多国籍企業はL持株会社、T持株会社を通じ 国は低税率国です。そこに持株会社をつくり、そこを通じてターゲットのT国に製 が組まれています。

本件では4億ユーロがP国の会社からL持株会社を通じてT持株会社に流れています。

て、調達した資金で製造会社を買います。

会社を買収しました。T持株会社による売収後、発生する利子が製造会社の所得と相殺 加えて銀行からの借入れという形で6億ユーロ、合わせて10億ユーロを元手にして製造 されることによって税効率がよくなるということです。

きには配当になっているので、海外子会社からの配当益金不算入という制度があれ です。T国から支払うときには支払利子ということになりますが、L国で受け取ったと L国では課税が起こらないというミスマッチが起こります。これは行動2で対応されて ユーロの融資となっています。これは行動2でいうところのハイブリッド・ミスマッチ 報告書の事例では、L国からT国に入ってくるときにはハイブリッド商品による

ういったことがされることについては問題があるということです。 製造会社を買収するに当たっての有利なやり方がある、利子を使う、過度にそ

税制度のあり方~BEPSプロジェクトの総括と今後の国際租税の展望~」)の中には 日本で3年ほど前に新聞沙汰になったユニバーサルミュージックの事案を紹介してあり 報告書(2015年度国際租税研究会報告書「グローバル時代における新たな国際租

規定を適用した事案です。納税者にとっては非常に厳しい課税が行われたことを紹介し 当時、日本には過大支払利子税制がなかったので、法人税法132条の包括否認

# )EPSに対する制限方法

では、OECDの中でどういった制限方法、処方箋が提言されたのかは、 図 表 19

(52ページ)になります。

が、その過程でもう一つ話がありました。エンティティの所得に着目して制限をかけて いくのが、図表19左側の固定比率ルールです。所得をベースにして、所得の何%を超え

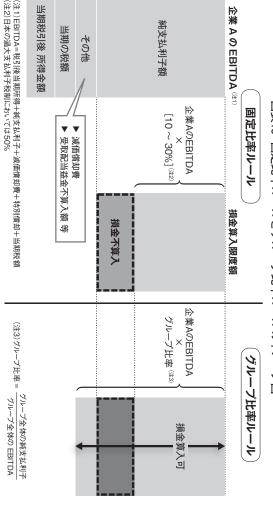
最終的には、日本の過大支払利子税制と基本的に同じようなものが提案されています

もう一つの考え方が右側です。企業グループ全体の所得に占める支払利子の割合を、 ーバルベースで算出します。それをキャップにして、 一定の国での支払利子の割合

と比較して、その割合を超えるものについては否認していくという考え方が提言されて

るものについては否認します、駄目ですよといったものです。

図表19 固定比率ルールとグループ比率ルールのイメージ図



(出所)第67回租税研究大会(東京大会)での財務省公表資料に基づき作成

いました。ただ最終的には、基本的なアプローチは固定比率ルールに落ち着いています。 グループ比率ルールはロジック的には優れたものかもしれませんが、執行を考えると、

支払利子の損金算入額を計算するに当たり、すべての国の支払利子額を全部まとめて、

間になります。そのアプローチを提案するところまでには至らず、これについてはオプ ションとして採用していいですよという提案になっています。 その比率を出さなければいけないということで、企業にとっても課税当局にとっても手

# 固定比率ルールと過大支払利子税制の相違点

の率が異なります。 制度です。提言されているルールはEBITDA、所得に着目して制限をしますが、そ わが国では調整所得金額の5%を超えるところについて損金算入を否認するという では、固定比率ルールとわが国の過大支払利子税制の違いに注目したいと思いま 基本的には10~30%と、日本の50%よりも引き下げられています。

それだけ損金算入否認の対象になる可能性が高いという厳しい制度になっています。こ

が一番大きな相違点です。

が除かれることになりますので、 かし最終報告書を見ますと、パラグラフ80だったと思いますが、受取配当金の益金不算 たって、 「その他」のところに減価償却費、受取配当益金不算入額と書いてあり 図表 |はEBITDAを構成しないということです。調整所得金額には含まれて 19は財務省の公表資料に基づいてつくっています。EBITDAを計算するに当 また圧縮されるということで、 いまの日本の制度より 、ます。 た もの

子も含めた総額で制限をかけていくところが違う点です。この点からもいまのわが国の 話ししました。しかし、固定比率ルールでは、関連者に限らず外部の金融機関 も厳しい内容になっています。 支払利子についても、 日本の制度は関連者に対する支払利子が対象になっているとお からの利

にもなっていない厳しいもので、いまの日本の制度と比較したとき、もっと大きな網で の利子はカウントしないことになっています。しかし、固定比率ルールはそういう制度 制度よりも厳 加えて、日本の制度では、日本の内国法人が受け取って課税所得を構成する場合、 しい制度になっています。

ひっかけられるような提言になっています。

うにアピールしていくのか。日本の企業の経済活動に障害が出てくるものについては、 かせになるような制度にしてはいけないと考えていますので、いまいった違いをどのよ の足かせになっていません。課税対象が膨らむことによって日本の企業の経済活動の足 しっかりと訴えていくところが重要かなと思っています。 日本の国内法に落とし込むに当たっては、オーバーインクルージョンという話がよく 日本にいまある過大支払利子税制はそういったものになりません。 経済活動

こういった厳しい制度を入れたとしても、報告書に記載しています事案に対しては、

考え方でカバーし、 この制度だけでは捕捉できないところがあります。控除支払利子制限とは別に包括的な 租税回避的なものを捕捉するといった二重立てで走っていくほうが

# |動8~10|| 移転価格税制について

いのではないかと私は考えています。

転価格関連の概括的な説明です。 資料を配布していますので、それに基づきながらご説明いたします。私からは移



岡田顧問

キーワードになっています。Value Creation が あるのかどうか、その額はいくらなのか、そう ますので、価値創造、Value Creation といって その価値創造は実際のところ利得付与と関係し ますように、経済活動によって価値創造が生じ るということです。具体的には、その横にあり 観点での問題は経済実態と課税の実態を合わせ いますが、これがBEPSプロジェクト全体の 図表20の上段にありますように、BEPSの 格だと思いますので、非常に重要なペーパーで という言葉を最も端的に表しているのが移転価 まとまっていますが、BEPSの Profit Shifting 最終報告書は行動8~10ということで一つに

はないかと思っています。

# 図表20 移転価格ルールの再構築・明確化(OECD移転価格がガイドラインの改訂)

# 経済活動による価値創造の場所に利得付与

いったものが非常に大きな問題として取り上げられています。

その意味では最終報告書のほかの項目とは若干異なっており、影響力を与える範囲が大 ドラインが大幅に改訂になっています。これがある意味では独立企業原則を具体化した ものといえると思いますので、グローバルの各国においてこの内容が影響を与えま ルで認められている概念です。図表20にありますように、今回、OECD移転 LPはOECDのみならず国連でも認められています。つまり独立企業原則は ご承知のとおり移転価格については、独立企業原則(ALP)というものが 価格 グロ ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚ヿ バ

### 無形資産の定義

きいと感じます。

岡田 ります。そういった意味ではBEPSにおいては極めて重要な検討項目になっています。 国・地域に移転し、これらの国で多額の利益をあげて税を逃れていたというケースがあ 形資産です。かつて、アメリカの企業等が、無形資産を安い価格でタックスヘイブン BEPSにおいて一番大きな問題として挙がっているのは、図表21にあ ります無

あり、

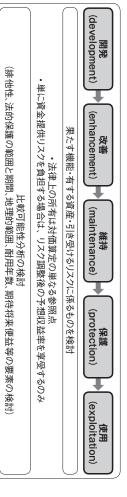
## 図表21 無形資産(行動計画8)

. 有形資産または金融資産ではないもので、 . 商業活動における使用目的で所有・管理でき

i. 比較可能な独立当事者間取引で使用・移転するときに対価が支払われる資産 (例) 特許、ノウハウ・企業秘密、商標・商号・ブランド、契約上の権利等

定義

ロケーションセービング・市場固有の特徴、グループシナジー等は無形資産に該当しない →独立企業との比較可能性の調整、機能・リスク・資産を含む関連する事実と状況の分析で対応



対価の草定

比較対象の選定が困難な場合には、利益分割法・事前評価技法の適用可

\*独立企業結果を実現

各当事者に係る現実的に利用可能な選択肢の検討

がって無形資産に該当することになれば、対価の問題が当然出てきます。企業としては い、 =: 所有・管理が可能、 今回、「無形資産」の定義をきちんとまとめています。 - \* 有形資産・金融資産では ` ⅱ.独立企業間で対価が支払われる、というものです。した

無形資産なのかどうかはある程度きちんと把握しておく必要があるだろうと思いま (例)にありますように、特許、ノウハウ・企業秘密、商標・商号・ブランド、契約上の

権利、そういったものが無形資産に該当するとされています。

一方、無形資産に該当しないものには、ロケーションセービング(立地に基づく利益)

は必ずしもそうではないだろうと考えているわけです。 そこから生じた利得は基本的に自国に帰属すべきだといっており、これに対し、先進国 も多いと思いますが、新興国や途上国は、例えばその国で安いコストでつくったもの、 あるいはグループシナジーがあります。ロケーションセービングについてはご承知の方

般的にこのようなものに比較対象は存在しない、したがって、比較対象を使わない算定 可能なものの場合の利得と比べればいいではないかということですが、新興国等は それではどうするかというと、比較可能性の分析を行うべきだということです。比較

方法の使用を考慮すべきである、等の主張をしています。

ら、最後に使用するまで、ライフサイクルの各段階における価値創造を見ていこうとい 用(exploitation)という五つのものであり、これらの頭文字をとってDEMPEとよば れています。これは無形資産のライフサイクルになっています。最初に開発があってか (development)·改善 (enhancement)·維持 (maintenance)·保護 (protection)·使 そのような場合に大きな概念として登場するのは、無形資産についての開発

その際、法律上の所有は対価算定の単なる参照点にすぎないとされています。確かに

えたから、そこで多額の利益を計上してもいいということにはなりません。 BEPSから見たらそのとおりで、タックスヘイブンで無形資産の法律上の所有権を与

す。自分たちは開発した、だから多額の利益を得てもいいという主張をしていくことに 合に利得を十分に計上できるかどうかについて主張すべきは開発等ということになりま ただ、日本企業にとっては法律上の所有権を当初から持っている場合が多く、その場

なり、開発・改善・維持・保護・使用という項目は非常に大事なものです。それぞれに

機能、 資産、リスクをどのように把握したのかを分析しておくことが必要であ

方法という形で事前評価技法を取り入れています。 無形資産については比較対象を見つけにくいのは事実です。そこで今回、新たな算定

今回のものは予測可能性分析といってもいいような形でまとめられていると思いま の他の方法を充実させています。確かにいままでの比較可能性分析は大きな分野ですが、 図表22をご覧ください。移転価格の算定方法は左側に記載されていますが、 今回、そ

ている有用なツールであるといわれています。DCF法は今回の最終報告書で明確に記 一つはDCF(ディスカウンティッドキャッシュフロー)法です。実際に企業が使っ

述されています。

あっても行うのであれば、そのような条項も認めてもらえるということです。 という考慮もあります。例えば、将来を見通せないのであれば短期の契約にする、ある いは条件が変わった場合には再交渉するかもしれない、そういったことを独立企業で その関係で、独立企業原則を考えた場合、独立企業であればどういう契約をしたのか

# 図表22 DCF法・所得相応性基準の導入(無形資産に係る移転価格の算定方法)

再販売価格基準法 独立価格比準法 その他の方法 利益分割法 (PS法) 営業利益法 原価基準法 TNMM法 取引単位 (CUP法) (CP法) (RP)拼 事前の評価が困難 比較対象取引がない場合、評価技法の適用 所得相応性基準 (部分的開発・斬新方法での利用の見込み等) 適用できない場合 DCF法 評価不確実リスクには、短期契約条項、価格調整条項、再交渉条項等の独 立企業契約条件を設定 事前予測でのリスクの適切な考慮の有無、 相互協議で二重課税を解消 各納税者の個別状況に係る予測可能性分析 事前予測と事後実績に著しい差異の可能性 事前予測と実績の差異が当初対価の20%以下、5年間の商業化 の特異な開発・事象の有無 →所得相応性基準は独立企業原則に合致 →納税者に証明義務 (情報の非対称性) →事後の結果による事前の評価 (米・独で規定) 期間での差異が同 20%以下等 予測不能で価格決定後

移転価格算定方法

# 所得相応性基準導入の問題点

るかを念頭に置いている場合も多いでしょうから、結果を見ることはあながちおか ようとします。その見た価格はいくらなのか、最後の使用の段階でどれだけの わゆる所得相応性基準が導入されています。所得相応性基準は、事後 ませんでしたが、考えてみると、各企業は開発の段階で無形資産の潜在的 !を検討するというものです。OECDでも、これは後知恵だとしてずっと取り入れ 無形資産については評価困難なものがどうしても存在します。それについ 潜在的価値が顕在化したとみればおかしくないのかなと私自身は思って の結果から事 価値 価値 が出 を見 前 は

さいというわけです。十分に説明しない場合には、この所得相応性基準で課税を受ける をこういった形でやりました、リスクもきちんと考慮しました、しかし結果は た、それは途中で予測不可能なことがあったからです、そういうことを企業は なか分か 事前 りません。ですから納税者にそこの証明責任が課せられています。事前 :の評価が正しいのかどうか、そこは非常に大きな問題です。 当局 説明しな には 違 の評価 なか

可能性もあります。

り入れたのは、相手国との関係でも、大きな点だと思っています。 互協議)の対象になるという整理がなされています。これを移転価格ガイドラインに取 も含まれます。だからこれはALP(独立企業原則)に合致し、したがってMAP(相 所 .得相応性基準には、独立企業であればどういう予測をしたかという観点がどうして

ば認めるといっています。ですから独立企業であればどういう予測をしたかという観点 また、セーフ・ハーバー規定を設け、事前の予測と事後結果の違いが20%以内であれ

を改めて強調しています。

义

ろがあり、評価はなかなか難しいですし、契約で簡単に移せるものでもあります。 B E

「表23(66ページ)は、リスクの問題です。リスクはある意味で無形資産と似たとこ

これは非常に重要な点と考えています。

なりのページが割かれています。 いて、これは一つの大きな検討すべき要件だということで、最終報告書でもか

をつけるべきとなっています。リスク分析を行う場合、重要な要素はリスクのコントロ わゆるハイリスク・ハイリターンであり、リスクのあるところにはたくさんの利得

# 図表23 リスクおよび資本(行動計画9)

・リスクの特定は、移転価格における機能分析と関連し、また商業上および資金上の関係を正確に把握す るために不可欠

・移転価格の議論における「リスク」は事業上の不確実性を意味し、戦略リスク、市場リスク、インフラリスク 操業リスク、財務リスク、取引リスクおよびハザードリスクを含む

・独立企業原則、比較可能性分析によって、商業上、資金上の関係、契約条件、経済状況を特定

- ・リスク配分は、リスクコントロールとリスク引受けの資金的能力による(リスクコントロールをより重視)
- リスク分析に係る6つのステップ:
- 契約への反映状況 経済的に重要なリスクの特性を特定
- ①~③の解釈

リスクに関する機能分析

- リスク配分(リスクの配分は、リスクコントロールとリスク引受けの資金的な能力による) 価格設定とリスク配分の反映 (単に資金を提供するだけの拠点には、リスクフリーリターンが 適切な
- 利益(予期せぬ利益も損失も配分されない))
- 正確に描写された取引として当事者間の関係の実質を特定 →対応する事業活動を行う企業に利得配分
- ・商業上の合理性 (commercial rationality) がない取引は、取決めの無視 (否認) ※関連企業は独立企業よりも多様な取引を行う可能性(独立企業の行動をみるのではない) が可能

認

度でいいでしょう。しかしリスクのコントロールを行っているのはどこだということを ・ルはどこで行っているのか。確かに資金負担の問題であるのであれば、利得は一定程

きちっと説明することが必要となってきます。 私 この個人的な感じですが、日本企業である親会社は、かなりリスク負担をしていると

思います。 親会社がリスクを負担していることを説明できれば、それなりの利得もつけられるので ないかという気もします。 いままではそれをあまり説明してこなかったのではないかという気がします。

は

す。これについては山川委員のご説明をお聞きいただければと思います。 .に伴い、取引単位利益分割法を利用する機会がどんどん増えているといわれていま |動計画10では、その他の租税回避の可能性の高い取引も検討しています。 取引の複

なされています。例えば、親会社が子会社に対していろいろな役務提供を行う中に低付 次に、低付加価値グループ内役務提供というものがあり、簡素化アプローチの策定が

しようということです。移転価格というものは、基本的には、企業ごとの個別的な、

それについてはコスト+5%でいい。グローバルでこのよう

加価

値のものがあるとき、

67

限られた分野での対応ですが、グローバルで均一的な対応をしていこう、グロ 準をつくっていこうということで、これが改めて一つの流れになっているといってもい いと思います。これによって少しでも競争条件を同じにしていこうということです。 ーバル基

UP法(独立価格比準法)でみていこうということです。 コモディティ取引は日本には関係ないと思いますが、市況産品等については、原則C

# グローバルでの視点が肝要

引をするか常に念頭に置いて対応していく必要があります。相手国から移転価格の指摘 を受けることもあり得ますので、そういった必要が生じてきていると感じてい を検討する必要に迫られてきている、子会社も独立企業であったとすればどのような取 れとともに納税者の事務負担は増えています。納税者としては、主体的に独立企業原則 は、独立企業原則を改めて再認識すると同時に、再構築して発展させたと思います。そ 最後に最終報告書の効果・影響です。繰り返しになりますが、今回の最終報告書 、ます。

今回、新たな概念を入れ、ガイドラインが大幅に改正されることになりますので、

玉

間での協調とかモニタリングを行って対応をしていくことになります。 によってはかなり一方的な解釈をすることもあろうかと思います。それについては多国

況があると思います。グローバルでどういう動きがあるのかを知ることによって、どう と思います。そのあたり、グローバルの動きを的確にフォローしていただければと思い ルでの視点を持つことです。BEPSを踏まえて、各国独自の制度設計はやりにくい状 いうことがおかしいか、どういうことが正しいか、どういう方向なのかが分かってくる 私が大切だと思うのは、青山座長の話にもありましたが、企業として、まずグロ

ありましたが、子会社任せにしないことが重要なことかと思います。 .時に親会社は子会社を十分にコントロールしていただきたいと思います。先ほども

除去することは非常に大きな問題ですが、当局はどうしても受け身になりがちだと思い そして、最後にお願いしたいのは紛争解決です。企業にとって移転価格の二重課税を

的に行っていく必要があると思っています。 ます。二重課税除去について、当局と協力していくと同時に、当局への働きかけを積極



山川パートナー

イトなスケジュールで進んでいます。

### |利益分割法| について

考にしていただけばと思います。 書かせていただきました。かいつまんでお話 川 しいたします。お時間のあるときに資料を参 にくいテーマなので、資料には長々と文章を 利益分割法というテクニカルで分かり

### す。ただ、今年5月の公聴会もなくなり、 続検討となり、来年前半に作業を終了予定で 終報告書では、利益分割法のガイダンスが継 山川 まず、図表24は、議論の現状です。最 OECDの議論の現状と背景

「行動8~10」移転価格税制の

### 図表24 OECDの議論の現状

OECDは、2015年10月、BEPSプロジェクトのすべての計画について検討の結果を最終報告し、同年11月のG20サミット首脳宣言にて支持されるに至ったが、「移転価格の結果と価値創造の整合 行動8~10:2015最終報告」の中の利益分割法のガイダンスについては、継続検討とされた。この利益分割法のガイダンスについては、今後、OECD・WP6がガイダンス案を2016年に策定、2017年前半に作業を終了予定、この過程でディスカッション・ドラフトが公表され、公聴会が2016年5月に開催される予定、とされている。全体的にタイトなスケジュール。

このわずか数ページの成果物の重要な点は、利益分割法の適用をめぐるいくつかの論点に対し、特段の解決手法を示唆していないことである。多国籍企業にとって利益分割法が興味をそそるやりがいがあるものとして、評されているわけでもない。なんらの指針も示しておらず、ブレインストーミングにとどまっていると言えよう。先に利益分割法ありきではない。OECDの慎重さが見て取れる。スコーピングペーパーにとどまる。今後OECDガイドライン第2章の改訂案を目指していく。

最適手法、高度に統合された事業活動、ユニークで価値ある貢献、 シナジー便益、利益分割ファクター、その他の6事項ごとに、改訂ガイダンスの範囲等を論じている。

活 論 に 転 単 表 恵 欱 最 侕 は 動 24 昨 の 図 背景 営 新 た。 1 適 格 玍 の 便益 ま 顚 25 手 の 10 番下 実務 利 月 ス 72 I 益 途 0 Ü ク 法 上 利 高 成 は 現 て3点 ^° 玉 益 で 度 書 果 ۱۴ Т 分割 ング に 物 Ν 0 0 価 非 挙 世 Т 値 統 7 は M に 合され の ع ت 界 納 げ フ あ あ 数 M Ν 内 る 得 ま ア 1) が  $\mathcal{O}$ M ^° 今般 しまり クタ 大勢 性 貢献 ま 容 Τ M 1 た ジ た。 す が 取 ょ ま 0 1 の あ 移 引 議 る 等 う ス 図

### 図表25 今般の利益分割法の議論をめぐる背景

### (1)新興・途上国のTNMMへの非納得性

現在、世界の移転価格実務は、親・子会社間で相対的に機能の単純な現地子会社を検証対象とするTNMMが大勢を占めている。多国籍企業の検証対象の現地子会社と現地の比較対象となる独立企業とを比較した場合、国際的な技術水準、コストのかかり方、製品の販売単価などが違い、製品の市場におけるポジションが大きく異なる場合がある。そもそも比較可能性に疑問が出てくる。

新興・途上国のTNMM嫌いの背後には、こういう見方が想定される。ここ数年間、利益分割法の残余利益の取り分として、その生み出す利益が現地子会社に帰属するとされるマーケットプレミアムやロケーションセービングの存在を強く主張してきたが、今般のOECDの議論においてこれらは無形資産ではないと明確に整理されたところである。それでもなお、新興・途上国の利益分割法志向は続いている。OECDは、今般のBEPSプロジェクト報告書の全世界規模での実施を目指すとしており、だからといってOECDが利益分割法への傾斜を一気に強めているとまでは思えないにせよ、国際課税ルールのステークホルダーとなった新興・途上国の意向はもはや無視し得ないものとなっていよう。

### (2)先進多国籍企業の事業経営モデルの変化

親・子会社の機能がフラットである、親・子会社がリスクコントロールをシェアしている、親・子会社の双方の人員が重要な事業意思決定を行っているなどという、利益分割法の適用が可能な局面を有する事業経営モデルが、おそらくは人的資源の入手可能性とIT技術の進展を背景に、一部にみえてくるようになったという事実はあろう。

### (3)直近の2010年ガイドラインにおける扱いの淡泊さ

振り返ると、現行の2010年OECD移転価格ガイドラインの利益分割法の適用に関する評価は、端的に述べると、「適切な分割ファクターの選定が困難であるため無規律な適用は望ましくない」という程度の淡泊なものにとどまっているようにみえる。

今般の議論においては、かつて2010年にTNMMについて、実務に使用できるものとして位置付けた(より正確にはそれまでに相当程度定着していた実務を整理して追認したといえようか)のと同じように、利益分割法についても、あくまで取引形態に応じてよりよきものとして実務に使用できるものとして位置付けておこうという、底流があるのではなかろうか。

ンが全く異なっていますので、そもそも比較可能性に疑問があります。 めていますが、国際企業の現地子会社と現地の独立企業は製品の市場におけるポジショ

興国・途上国の利益分割法志向は続いています。もはやこのような意向を無視しえない 今回、マーケットプレミアムは無形資産ではないと整理されました。それでもなお新

背景があるのです。

が重要な事業意思決定を行っています。このような利益分割法になじむ経営モデルが、 人的資源の入手可能性やIT技術の進展を背景に一部見えてきています。 トです。親子会社がリスクコントロールをシェアしています。 背景の二つ目は、先進企業の事業モデルの変化です。最近は親子会社の機能がフラッ あるいは親子会社の双方

ということです。 背景の三つ目は、 2010年ガイドラインにおいて利益分割法の扱いが淡泊であった

### 利益分割法の関連議論

川 図表26(74ページ)は、昨年10月の最終報告書における利益分割法に関連する議

### 図表26 2015.10のBEPSプロジェクト最終報告書の 利益分割法に関連する議論

経済活動・価値創造の場所と課税利益の場所とを一致させることが強調されている点である。この論点は本来、移転価格課税の機能・リスク分析という、技術的な事柄であるが、BEPSプロジェクト全体を包括する基本理念・哲学に高められているようにみえる。

MF(マスターファイル)では、重要なバリュードライバー、製品・サービスのサプライチェーンの概要、各事業体が行う価値創造に対する主要な貢献を説明する機能分析の簡潔な記述等を求める。

ここでグローバルバリューチェーン分析をどう考えていくか。これは、BEPSの典型であるプリンシパルモデル(各経済活動の機能・リスクの移転と再配置)がもたらす価値創造の場所と課税利益の場所の乖離に対抗する有効な分析ツールであるが、新興国にとって、LSAの存在とセットで利益分割法に引き込む都合のいいツールにみえている(2号文書家における明白なベクトル)。

例えば、5社の異業種の関連企業からなる連続したサプライチェーンが存在したとして、多国籍企業が主体的にバリューチェーン分析を行うとする。バリュードライバーは何か、それは無形資産か、それはどのエンティティのものか、TNMMの検証対象法人は真にリミテッドリスクエンティティであるかなど、単体の機能リスク分析でみえるものとは異なるものがみえてくるであろう。

バリューチェーン分析は、超・機能リスク分析である。帰結として、 仮に信頼できるセグメント別合算損益をつくることができ、信頼でき るベンチマークを採ることができ、異業種間で通用する信頼できる 割ファクターを見いだすことができれば、グローバル残余利益分割 法の適用が極めて据わりがいいことは誰の目にも明らかであろう。

しかし、実際問題、これらの条件を満たすには多くのケースにおいて極めて高いハードルがあることは、実務に携わる者であればすぐに分かるのもまた事実である。概観的な理解を鵜呑みにし翻弄されないことが重要である。OECDは、現状グローバル残余利益分割法の履行を推奨しているわけではなかろう。個々において、全体を見ることによって片面検証を行うことに無理があることが判明しないか、リミテッドリスクエンティティがキャラクタライゼーション(特色付け)されているが、他の関連法人との関係で真にそうであるのかなどを問うている。

すなわち、全体のバリューチェーンの中で移転価格ポリシーのバランスのとれたビッグビクチャーがあるのかを確認することを、また行き当たりばったりの移転価格ポリシーによるのではなくバリューチェーン分析からTPMの選定の流れが出てくることを、推奨しているのではなかろうか。MFの記載においても、不用意に利益分割法の議論に巻き込まれない慎重さが肝要。

におけるバリュードライバー、サプライチェーン、価値創造への主要な貢献に関する記 価値創造の場所と課税利益の場所の一致という基本哲学と、マスターファイル

載を求めるところ、このようなことが関連する議論だと思います。 クターが出てくると、グローバル残余利益分割法の適用が極めて据わりがいいことが分 算損益がとれて、信頼できるベンチマークがとれて、また異業種間で通用する分割ファ 能リスク分析では見えないものが見えてくるはずです。仮に信頼できるセグメント別合 多国籍企業が主体的にバリューチェーン分析を行ったとしますと、おそらく単体の機

のの履行を推奨しているわけでは全くないと思います。全体のバリューチェーンの中で は事実です。その意味では、OECDは、現状でグローバル残余利益分割法のようなも かります。 かしながら、実際には、こういう条件を満たすには極めて高いハードルがあること

とをOECDは推奨していると思われます。

ーン分析からTPM

移転価格ポリシーのバランスのとれたビッグピクチャーがあること、 (移転価格算定法)の選定の流れが出てくること、こういうこ あるいはバリュー 75

### 四つのスコープに関する考察

図表27から今般のスコーピングペーパーの内容の考察に入りま

割法、こういう複数の手法を比較検証する態度はあり得るのではないかと思われ 価格比準法)に準ずる、あるいはTNMMにプラスアルファする、あるいは残余利益分 合にどう対応するかに応えていかなければいけないと思います。例えばCUP法 較対象)がとれない、このような究極の難題をはらむケースがあります。このような場 取引の性格からいって利益分割法はなじまない、でも納得感のあるコンパラ 最初のスコープは「最適手法」でした。この中の②をご覧いただきたいと思い 。 比

やすいか、切り分けにくいかの判断においては、下段で説明していますRACI分析も 意思決定が入り組んでいて、単独ではものが決められない状況かと思います。 むといえると思います。切り分けにくいサプライチェーンは活動に相互依存性があ サプライチェーンはTNMMに、切り分けにくいサプライチェーンは利益分割法になじ ついて述べています。多国籍企業は多かれ少なかれ統合していますが、切り分けやすい 図表28(78ページ)では、2番目のスコープである「高度に統合された事業活動」に 切り分け

### 図表27 「移転価格の結果と価値創造の整合 行動8~10:2015最終報告 | の中の

「利益分割法のガイダンスの作業の範囲 | の考察(1)

### ●最適手法

- ①利益分割法がそれ自体なじまない、適当でない場合とは、機能分 析の結果、両者のリスクを加味した機能のつり合いがとれていな い場合、つまり機能・リスクの重みによりシーソーが傾いている場 合といえようか。軽いほうに比較対象がとれると合理的に期待され ているのに、それがとれないという理由で、シーソーが均衡近似の 状況のために使われるべき利益分割法を適用するのはおかしいと いう議論であろう。
- ②取引の性格自体が利益分割法になじまない、しかし、納得感のあ る比較対象がとれない、究極の難題をはらむケースにいかに対処 すべきであろうか。

現行の最適手法ルールは、複数の手法の適用の結果答えが異な ることは織り込み済みで、その場合最適な手法以外の手法は不適 当であったと整理されるため、それらを比較検証する意味がないと いう前提に立つ。

しかし、究極の難題をはらむケースにおいて、最適といえるよう な手法選択ができないときには、例えば、CUPに準ずる方法、 TNMM+アルファ、残余利益分割法等の複数の手法を比較検証す る態度はありではなかろうか。最終的には、最後の1つに決定され るとして、検討過程においては、結果を出してみて結果を見ながら 信頼性をチェックしていくことが意味がないとは思えないのである。

③TNMM+アルファは、いってみるとTNMMの単なる差異調整では あるが、これまでの実務では、新興・途上国当局において子会社 に残余の取り分を与える方向でのバイアスがかかると深刻な二重 課税問題のおそれもあったため、アルファの取り分を正当化する ための理屈は進展し難かった。

しかし、取引の性格自体が利益分割法になじまない、しかし、 納得感のある比較対象がとれない、究極の難題をはらむケースに おいて、利益分割法の誤用・濫用に歯止めをかけるという趣旨を も込めて、問題解決のためのtoolkitとして、片側検証であるTNMM の枠内での調整の開発・決め事に注目することも必要ではなかろうか。

### 図表28 「移転価格の結果と価値創造の整合 行動8 ~ 10:2015最終報告」の中の 「利益分割法のガイダンスの作業の範囲」の考察(2)

### ●高度に統合された事業活動

①多国籍企業は、多かれ少なかれ統合しているが、切り分けやすい サプライチェーンはTNMM、切り分けにくいサプライチェーンは利 益分割法になじむといえよう。

切り分けにくいサプライチェーンとは、活動に相互依存性があり、 意思決定が入り組み単独ではものが決められない状況である。比 較対象自体は見えるが、比較対象の取引相手は見えないから、よ き比較対象を探しようがない。この切り分けやすいか・切り分けに くいかの判断にあっては、例えば、RACI分析(注)における、意思決 定要素に双方当事者が関わる数が多いと切り分けにくいという見 方も一つの参考となろうか。

各関連当事者の活動の内容は異なるものの、その重要性に差がなく、機能はフラットである、つまり、損益変動を吸収させる法人が複数あると位置付けることに合理性がある、こういう場合には、統合度大として利益分割法の適用を適切と位置付けることも可能ではなかろうか。

②連続する統合においては、バリューチェーンの一連の流れの中で、 各当事者が研究開発・製造・加工・販売等さまざまな異なる活動 をしているので、機能フラットではない。

こういう場合、マスターファイルに連続する統合のサプライチェーンの記述がなされても、そこから生ずる損益を利益分割法で分割すべきではないと示唆しているようにみえ、また、仮にマスター

活 で 持 0 岡 は ħ 動 ま H 価 义 D 保 開 分 先 中 値 あ F 7 て 番 発 生 述 あ る M (J 析 た の 80 (2) Ρ ま か る 目のス が D 그 E と す。 团 Ε 5 7 貢 ま 向 話 献 Ŀ 6) M L٦ が Lλ ま の Ρ げ す 英 維 Ε あ ま

ファイルに、パラレル類似並行統合が記述されたとしても、それは、 サプライチェーン全体の一部かもしれないことに注目すべき事例も あろう。

③ここでの連続する統合とパラレル類似並行統合の議論が無意味か というと、決してそうではなかろう。

というのは、これまで連続する統合取引が国外関連取引の大宗を占めていたのは、人的資源の調達可能性とIT技術の壁があったからであり、今後多国籍企業のパラレル並行統合型取引は間違いなく増加し、ビジネスの進展に着目した将来の方向感としては、利益分割法の適用の素地は広がるであろう。

(注) RACI 分析 特定のバリュードライバーに対する貢献のそれぞれのプロセス において、どの人員が Responsible であり、Accountable であり、また関連する 決定について Consult されたのか、あるいは単に Inform されたのか、考慮する 考え方。 概して、税務当局は、具体的数値の裏付けのない定性分析を好まないよ うにみえることもあるが、他方で採れる具体的数値に機能リスクの反映の薄弱さ が認識される場合もある。こういった意味合いで、定性分析を軽視すべきではな いのではなかろうか。

意思決定の比重が重いのは、通例 R(Responsible)と A(Accountable)。決断の結果としての損益に責任を持つ、つまり損失を負担するという意味で、Aが最も重要ではなかろうか。親・子会社双方の人員が Rと Aを行う場合においては、対等に意思決定を行う能力があり、双方で事業リスクと責任を分担していることを意味しており、TNMMの適用による片側検証は矛盾をはらむものとなろう。無形資産が絡まないケースにおいて、子会社の人員のみが Rと Aを行っているという極端なケースにおいては、親会社を検証対象法人とする片側検証が合理的といえる可能性があろう。

帰 そ も 利 酬 価 語 可 ま ŧ, 恵 能 す  $\Box$ 値 属 の 0 Ź を 性 を が 頭 主 割法 書 め す  $\sigma$ 文字 ま が 超 無 関 出 戦 L١ 場に て てく つ 過 形 で 0 は 献 わ 収 議 今 者 並 下 資 は る お る な 益 産 論 分 産 6) 段 あ の ベ が る 析 報 *t*-生 か お 0 6) 0  $\mathcal{O}$ の

### 図表29 「移転価格の結果と価値創造の整合 行動8 ~ 10:2015最終報告」の中の 「利益分割法のガイダンスの作業の範囲」の考察(3)

### ●ユニークで価値ある貢献

- ①親・子会社が機能フラットである、親・子会社がリスクコントロールをシェアしている、親・子会社の人員がRACIを行うという事例においては、いずれも利益分割法の適用が可能な局面を有しよう。
- ②DEMPE活動分析とは、無形資産の機能・リスク分析である。無 形資産の価値への貢献者の報酬の決定(経済的所有)に関わる分析。 今般の利益分割法の議論はOECDガイドライン第2章改訂案を目 指すもの。

DEMPE活動分析は第6章の議論で、今般の利益分割法の議論のスコープ外ではある。しかし、新興国との間で無形資産がもたらす超過収益の帰属をめぐって主戦場になる可能性もあろうか。DEMPEとは、無形資産の構築や活用に関連する活動という位置付けであろう。

まずは、サプライチェーン上の収益の重要な源泉のうち、OECD ガイドラインに定義されている無形資産が存在するかどうかを確認する。移転価格分析の対象となる、事業上利益の源泉に値する価値ある無形資産を特定する。

ここでは、事業上の利益の源泉になっていることが重要であり、 例えば、プログラミングライティングのようにやや複雑なことを 行っているとそう見がちではあるが、必ずしもそういう判断ではない。また、誰が持っていても、双方でも片方でもいい。結果的にいわゆるノンルーチンの無形資産が想定される。そして、上流から 下流までのバリューチェーンの流れにおいて、価値ある無形資産 にどのような役割貢献を果たしているのかを明らかにしていく。

個々の価値ある無形資産ごとに、各DEMPE活動に関連した経済的に重要なリスクを特定することからスタートし、各関連当事者の適切な対価を決定していく。ここにもリスク分析の拡充が見て取れる。リスクは機能に従うようにみていたが、今般のOECDの考えは、機能は人的機能、リスクは重要な意思決定と、従前に比べ独立した分析を想定しているようにみえる。DEMPE活動は独立企業間ではみられない統合された方法およびレベルで活動を行っているとされ、事前の契約・意思決定の文書化が特に重要。

あるバリューチェーンにおいて、例えば、重要な技術と商標が存在していると仮定しよう。

	ウェイト付け	開発者 本 社		プラント (技術) 販 社 (商標)
Development 開発	50	0	10:0	
Enhancement 向上	25	0	5:5	0
Maintenance 維持	10	0	4:6	0
Protection 保護	5	0	10:0	
Exploitation 活用	10		0:10	0

おそらくは、個々の当該バリューチェーンにおけるDEMPE活動の中のウェイト付けがなされ、DEMPE活動の各々を誰がやっていたのかを特定していく。すなわち、DEMPE活動に関連した機能を遂行し、資産を使用し、リスクを管理している当事者を特定していく。

このDEMPE活動分析の視点は実態分析であり、日本の事務運営指針の2-12は、無形資産の形成等への貢献の程度を判断するに当たっては、無形資産形成のための意思決定、役務の提供、費用の負担およびリスクの管理において、法人または国外関連者が果たした機能等を総合的に勘案するとしており、今回のOECDガイドラインの改訂の趣旨からしても参考になる。

DEMPEに当たる活動を特定すると、その活動において、誰が意思 決定を行っているのか、誰がそうした機能のリスク管理をしているの かについてさらに分析を深めていくというのが、想定されるDEMPE 分析である。

例えば、ウェイト付けした結果重要な行動がD・開発とE・向上であったとして、それへの親・子会社の貢献が1:1であれば、利益分割法の適用が適切であるという一つの判断根拠となる。このDEMPE活動分析の過程で、存在する当該無形資産がそもそもユニークか、価値があるかがチェックされ、そして親・子会社がユニークで価値ある貢献を構成するのかどうかが分かる。双方当事者に貢献機能がたくさんあれば、基本的に利益分割法がなじむとの見方が考えられようか。

す。参考にしていただければと思います。

深まっていることからしますと、これを的確に行うことは今後の実務の課題かと思われ げています。ウェイト付け調整に関しまして、移転価格のリスクコントロール 4番目のスコープとして「利益分割ファクター」の現行実務を淡々と挙 の議 論が

そして図表31(8ページ)には、その他のスコープを挙げています。 ② に は Ň

の適用の結果、かなり高いロイヤルティ料率に転換されている計算になる場合を挙げて

いますが、これは実務でよく出てくる問題だと思います。

のこともあり、それだけの理由で高い料率が否定されるべきではないと考えられま が出てきます。市場には3~8%程度の料率指標しか存在しないこともあります。しか 価値ある技術は市場で取引されないことからベンチマークの限界を超えているだけ 般業種で20%のロイヤルティ料率をとることは普通ないわけですが、ここで戸惑い

比較からすると納得感が得られにくいものの移転価格の解決の手法として、その有効性 ③は変動ロイヤルティです。最後に書いてありますが、変動ロイヤルティは市場との

### 図表30 「移転価格の結果と価値創造の整合 行動8 ~ 10:2015最終報告」の中の 「利益分割法のガイダンスの作業の範囲」の考察(4)

### ●利益分割ファクター

①利益分割法は、機能分析で重要な貢献を定性的に導き出し、そして重要な貢献を定量化して相対化するメカニズムである。

資産は複数年度にわたって償却されるまで収入フローを生み続けるものであり、残余利益分割法の実務においては、研究開発費用は時間的価値の調整を織り込んで、例えば5年等の償却年数で資産化し、マーケティング費用は、支出の効果が持続しないとの暗黙の了解の下、通例資産化されない。資産化できるものは行っているという実務である。

②ここでいう客観性は、主観的でないという意味以上の具体的な意味は判然としないが、ファクターのウェイト付けの文脈でみてみよう。客観性のある時間的価値の調整はなされるといえよう。その他の1単位のお金の価値のウェイト付け調整に関して、医薬の研究開発活動に係る費用については、基礎研究から臨床phase1、2、3へと成功確率の高まりに応じて、お金の価値を小さくみていく調整を行うことがみられる。

この成功確率を上げていくことが会社や産業の利益になるため、客観性のある社内データや公開データが存在するからである。市場無形資産への貢献活動に係る費用、例えば広告宣伝費、販売促進費、ボーナス等インセンティブについては、各支出から得られる成功の確率についてデータによる客観的裏付けがあるわけではないので、ウェイト付け調整は通例行われない。また、研究開発活動とマーケティング活動の1単位のお金の価値調整は、客観性がないため通例行われない。

③利益分割法の実務にあっては、各拠点法人が、合算利益・システムプロフィットを享受、合算損失・システムロスを負担する、こういう一貫した説明力を持つファクターが必要である。

### 図表31 「移転価格の結果と価値創造の整合 行動8 ~ 10:2015最終報告」の中の 「利益分割法のガイダンスの作業の範囲」の考察(5)

### ●その他、TNMMレンジ、ロイヤルティ料率、他の支払方式を決定するための利益分割法の使用

①実現される合算利益の増減への参照によって、TNMM分析から得られる結果のレンジを変化させるための利益分割法の活用について、利益分割法の長所の一つは、合算損益を所与として、子会社に必要以上の利益をとらせない、インカムクリエーションを起こさせないことであり、この長所をTNMMに活かそうという趣旨である。経緯論からは、日本において、1990年代に米国のCPMへの対抗軸として、CPMと寄与度分析とのハイブリッド方式が提案された事実がある。

いかほどの合算損益の増減が生じたときにいかほどTNMMレンジを並行移動させるべきかについて、標準合算利益という基準点がないので、2国間事前確認や文書化などの移転価格実務で対応することは一般には困難であり、政府間相互協議交渉における割り切りの活用が想定されるのではなかろうか。

②TNMMの適用の結果をロイヤルティ料率に転換すると高率になる場合がある。新興国からは、親会社の無形資産の陳腐化・現地子会社の技術改善機能や受注製造機能の過大な貢献の主張を受ける状況下で起こる。製薬やIT業界では、第三者間で30%程度もあり得るが、一般業種では、例えば20%もの高ロイヤルティ料率が技術使用の対価としてみられることは一般に稀である。

関連者間でTNMMの適用の結果として、高率のロイヤルティ料率を正当化できるのであろうか。こういう状況に至った場合、(i)子会社に帰属すべき比較対象に織り込まれていない市場特性はないのか、(ii)認識されていない役務提供の関連取引が発生していないのか、こういう分析が十分になされているのかなどが問われ、十分になされているとすると、高率のロイヤルティ料率が本来正当化されるべき余地が出てこようか。

独立第三者間取引にあっては、ライセンサーは、ライセンシーの 儲けがあまりあがらないうちは取引を行うが、技術価値が市場で 評価され儲けが大きくなると、自らリスクをとってグループ内技術 供与に転換するという事情も大いにあろう。市場には3~8%程度 の料率指標しか存在しないことがあるという実態を思慮する必要がある。価値ある技術は市場で取引されないのでベンチマークの 限界を超えているだけのことであり、こうした場合、市場で参照す べき比較対象が採れないためにあり得ないという理由で、高い料率は否定されるべきではない。

だからといって、比較可能性の限界を超えていることをもって、 ただちに高率のロイヤルティ料率が正当化されるわけではないこと はいうまでもない。

③なお、独立企業原則は、独立企業間の商慣行に全部ならうという 趣旨ではないので、料率設定を必ずしも子会社の純売上げに連動 させることなく、利益分割法によりライセンサー・ライセンシー間 の利益分割を決めてそこから逆算してロイヤルティ料率を算定する オプションもあり得る。

基本的にロイヤルティ料率と移転価格の利益法(TNMMと利益分割法)は異なるものをベースにしているので、移転価格の利益法の検証結果をロイヤルティ料率に転換する際無理が出ることがある。すなわち、移転価格のTNMMは利益をレンジに固定するもの、利益分割法は利益を分割するものである。

他方、ロイヤルティ料率は、独立第三者間では通例純売上高に 連動させるものであり、利益に連動させることはまずない。ライセンサーにとっては、ライセンシーの純売上げはごまかせないものであり、また利益はライセンシーの努力による比重が大きくなり、ライセンサーはそこまで関わりたくないからである。結果ライセンシーに利益が出ていようといまいと、純売上高が生ずる限り通例それに比例的に支払いが生ずることになる。

昨今の日本企業の関連者間取引にあっては、現地調達・現地製造・現地販売が増え、親会社との商流がロイヤルティしかなくなる傾向にある中、利益ベースでの移転価格の検証結果を純売上高ベースのロイヤルティ料率に転換することになるので、第三者間の固定料率の概念が一般的であることからは、変動することに対する違和感はあろう。

こうしたことから、変動ロイヤルティは市場との比較から納得感が得られにくいが、移転価格の解決手法としてその有効性を否定することは困難ではなかろうか。

### OECDにおける議論のまとめ

最後に、まとめを四つの切り口から述べています。図表32をご覧いただきたいと

張させない慎重なドラフティングが重要であると思います。大勢は問題なく進むと思わ れますが、LSA(Location Specific Advantage:立地特殊的優位)を無形資産と認定 まず一つ目の切り口、OECDにおける議論ですが、今後とも利益分割法を安易に拡 利益分割法で対処しようとする、特に中国ですね。この方策には予断を許さな

の医療機器の二国間APA(移転価格事前確認)の事例があろうかと思います。 参考までにLSAに関して、これをベーシックリターンで解決した好例として、 があると思います。

包括的枠組みを活用することが大事だと思います。税と開発系の会議を利用し、先進国 また、先ほど青山先生からも話がありましたとおり、ポストBEPSの枠組みとして、

### 図表32 まとめ① OECDにおける議論

- ●議論が深まるのはこれからであろうが、今後とも利益分割法を安 易に拡張させない慎重なドラフティングが重要。
- ●かつてのCbCRの条約方式・子会社方式のような議論の先鋭化はなく、大勢は問題なく進むであろうが、LSAを無形資産と認定し、利益分割法で対処しようとする新興国の方策には予断を許さない面もあろうか。中国はLF(ローカルファイル)においてバリューチェーン分析の記載を求めており、利益分割・定式配分を視野にグローバル損益配分への関心が見て取れる。
- ●LSAに関して、これをベーシックリターンで解決した好例として、 日本の医療機器の2国間APAの事例。これはすでに民間の実務家 が著書で紹介しているが、日本の公定価格政策と日本の医療機関 における取引先の固定化による高収益の体質、これは日本におけ るLSAにみえる。同じ経済恩恵を享受するコンパラをとってくる、 この数は必ずしも多数ではないが、これにこだわり続け、利益分 割法を視野に入れることは企業もアドバイザーもそして政府も決し てなかったか。
- ●利益分割法の適用範囲をクリアカットに画するのは困難であろうが、基本的に水平的統合事例(親・子会社が機能フラットである、親・子会社がリスクコントロールをシェアしている、親・子会社の人員がRACIを行うという事例)は適用可能性があろう。
- ●ポストBEPSの枠組みとしての包括的枠組みも活用し、後発国への 技術支援(税と開発系の会議、人を集めてアウトプットを出してい く)の中で、コンパラの欠如にどう対応するのかを模索しているこ とが重要。利益分割法を使わないケースについての合意形成を徐々 に図っていくことはどうか(先進国目線によるボイコットを回避す る)。また第6章DEMPE分析(無形資産の機能・リスク分析)の誤 用を防止する議論を行っていくことが考えられる。各活動における 各当事者の貢献の比重は存在する事実から認定されるが、各活動 の貢献の比重はより解釈の余地が大きく当局間の見解の乖離が大 きくなりやすい。
- ●欧州委員会は、BEPS報告書の実行に向けたパッケージを提案し、 政治レベルで合意しているが、その中で共通連結法人税ベース (CCCTB)の再起動を追求するとしており、定式配分への警戒が必 要(今般の欧州委員会の開示提案自体、共通連結法人税ベースの 誘因にもなり得る。価値創造の場所は判明しても、対価の在り方、 帰属所得の算定は一般市民には分かりにくい)。

図っていく。あるいはDEMPE分析の誤用を防止するような議論を行っていく。この ような場に開発系の会議を利用していくことは有意義ではないかと思います。 目線によらないで、例えば利益分割法を使わないケースについての合意形成を少しずつ

レベルで合意しています。その中で共通連結法人税ベースの再起動を追求すると明言し さらに欧州委員会はBEPS報告書の実行に向けたパッケージを提案し、すでに政治

今後もあろうかと思います。 ています。やはり按分ファクターの全世界的合意が困難な定式配分への警戒の必要性は

益分割法を適用してきたのか。あるいはこれからどこまでこれを取り込むことが可能な 法の適用をめぐる現実的な落としどころとして、新興国、途上国が従来どこまで残余利 図表33です。まとめの二つ目の切り口として、国際課税の展望があります。 利益分割

メッセージがなければ、やはりTNMM主流の底流は変わらないのではないかと思いま 両側検証への関心は確実に高まりますが、定式配分に向けた特段の政治的な のか。これを見定めることが必要と思います。

### 図表33 まとめ② 今後の国際課税の展望を占う

利益分割法の適用をめぐっては、慎重な先進国と前向きな新興・途上国との対立構造下にあるが、国際ルールの策定上の現実的な落としどころは、新興・途上国が実際のところ、どこまで残余利益分割法を取り込むことが可能なのか、を見定めることにあるのかもしれない。

移転価格文書化等、各国当局の情報共有化の進展により、両側検証への関心は確実に高まり、BEPS対抗ツールとしてのグローバルバリューチェーン分析等も利益分割法志向であるが、OECDや多数の政府・多国籍企業において、今後も慎重なスタンスがとられるとすると、定式配分に向けた特段の政治的メッセージがない限り、基本的に実務上の最適解として、TNMM主流の利益法追認の底流は変わらないのではなかろうか。

利益分割法を想定したとき、依然決定的な按分キーは欠落しており、リスク負担の小さいエンティティに損失の配分を甘受させる認識もまた欠落しているため、直線的に一気に利益分割法に向かう可能性は少ないと考えられるからである。

ただ、相互協議、2国間事前確認、困難事案においては、事案の 属性をよく考慮した利益分割法の適用可能性がより高まるのではな かろうか(現状でもその傾向はあるが)。

他方で、取引実体の具備との関連で、相対的に機能が単純なエンティティに過ぎない検証対象法人を過度にキャラクタライズしてリミテッドリスクエンティティと規格化することによる、機械的なTNMM実務にはやや警鐘が鳴らされるともいえようか。TNMMのブラッシュアップへの期待は、存在するのではなかろうか。こうしたことから、移転価格算定手法は必ずしも直線的に一貫せず、複線的な変容がみられよう。

せ 失 l, 加 は 決定的 る覚 な いうと、 Ι えて そ 利 か 配 ティテ 悟 リス は考えに 益分割法 0 な 分まで甘 分割法を 意 な按分 が た そこ ヘクの と思 まま 依然 味 あ 相 る 1 で 互 は は 受 に 小 です。 7 ع ال 想 < 0 L1 さ 定 准 損 さ l) 生 な か

二国間事前確認、困難事案、こういうところで事案の属性をよく考慮した、 の適用の可能性はこれまで以上に高まるのではないかと思います。

そこには企業自身の主体的関与が重要になってくると思います。 きは、価値創造の場所と課税利益の場所が一致することを一貫した移転価格ポリシーに したがって、バリューチェーンのマルチの当局に説明をなし得ることであると思います。 ラフをご覧いただきたいと思います。現在、日本企業がディフェンスの観点から行うべ 図表34です。三つ目の切り口として、わが国産業界への影響があります。 第3パラグ

むしろ積極的にディスクローズしていくことも、 きを見ると、今後の状況次第では、OECDルールに即した移転価格ポリシーの実行を さらには昨今の欧州委員会や英国における税務数値、税務戦略のウェブ開示要請の動 対市民・IR(対投資家)目線からは

検討の対象になってくる可能性があります。

とも難しくなります。今後、多国籍企業は移転価格のマネジメントの技術を磨いていく たと思います。ただ、多数国の当局へ情報の透明化が進みますので、今後はそういうこ これまでは八方美人的なアプローチで都合よく対応する方法が有効な面は確 かに

### 図表34 まとめ③ わが国産業界への影響

まずは、経済活動・価値創造の場所と課税利益の場所とを一致させることが強調されている点である。この論点は本来、移転価格課税の機能・リスク分析という、技術的な事柄であるが、BEPSプロジェクト全体を包括する基本理念・哲学に高められているようにみえる。

移転価格では、機能リスク分析という平易な言葉を使うが、契約を実際の行動で検証し、実際の取引の正確な描写を行うこと、つまり、経済実質に即した事実分析を意味する。先の強調の一面は、移転価格税制固有のポテンシャルを的確に実行することを含意とするようにみえる。これは、まっとうな強調ではあるが、契約を実際の行動で検証するための事実の認定において、バリューの解釈、そして誰が意思決定機能を伴ってリスクをマネージしたのか等、当局と企業との間、また当局間で、齟齬が生じやすいことに特段の留意が必要である。

日本企業がディフェンスの観点から行うべきは、価値創造の場所が課税利益の場所と一致することを、事前の一貫した移転価格ポリシーに従って、バリューチェーンのマルチの当局に説明することであり、取引をよく知る企業自身の主体的関与が重要となる。マルチの当局とあえて申し上げるのは、現在、マルチ間での移転価格問題が急速に増加しているようにみえるからである。マルチ間で紛争が生じた場合には、マルチ間での相互協議の場で、これ自体まだ発展途上にあるが、納税者自身が事前の一貫した移転価格ポリシーに沿って所要の説明をなし得ること(欧州委員会や英国における税務数値や税務戦略のweb開示要請の動きをみると、今後の状况次第では対市民・IR目線からむしろ積極的に打って出ることも含めて)が、今後とても重要になってくるのではなかろうか。

多国籍企業と各国当局間の情報偏在への対応として、バリューチェーン分析情報の多数国の当局への透明化が進むことになり、各国当局が同じ議論の土俵に乗ることになる。各国の当局ごとに対応を変えるような場当たり的な移転価格対応がもはや通用しなくなり、そのような対応では移転価格の紛争は増加していくことになろう。これまでは八方美人的なアプローチで都合よく対応する方法も有効な面があったかもしれないが、今後はそうはいかないであろう。

税務的には、損益変動吸収法人と損益固定法人とを区分し、課税リスクを前者の所在地国に集約するという流れである。中長期的には、会社内の十分な理解を得ながら、グローバル税務管理に応じた損益配分をコントロールすることも含めた移転価格管理のスタイルが確立されていき、多国籍企業は、その移転価格マネジメントの技術をより磨いていくことになろう。

必要が出てくると思います。

げていく必要がありますので、日本も含めた各国当局が、実務対応力を養成していくこと、 今般の移転価格の実体論の議論を踏まえますと、移転価格の算定方法のクオリティを上 最後に図表35です。四つ目の切り口として、執行レベルの政策の方向性がありま

またメリハリを利かせた調査資源の効率的な配分がより重要になってくると思いま 昨今、情報交換による情報共有化の流れが一気に進んでいます。活用のスタンスは、

く、自国税収のためにバラバラに活用する構造は変わらないと思います。二重課税のリ 対脱税や対マネーロンダリングのような当局間のコラボレーションはなかなか考えにく 多国籍企業の税源配分に係る情報、CbCR、マスターファイルもそうですが、ここは

スクは高まっていくことは間違いないと思います。

期待があるのではないかと思っています。日本のCAは、二国間事前確認を含む相互協 らも同旨のご指摘がありましたが、先進国のCAとしてもっとプロアクティブな役割の る当局)のレベルをさらに上げていく必要があると思います。日本政府は、岡田先生か 相互協議や交流の頻度をもっと上げて、世界のCA(Competent Authority:権限のあ

### 図表35 まとめ4 政策の方向性

今般の利益分割法の議論を含む移転価格の実体論の議論を踏まえると、適正適切な課税の確保のためには、各国の移転価格の執行において、移転価格算定方法のクオリティを上げていかざるを得ない状況が現出しつつある。

他方、わが国を含めた各国当局においては、限られたマンパワーで 対応せざるを得ないため、実務対応力を養成していくこと、メリハリを 利かせた調査資源の効率的配分がより重要なテーマになってこよう。

利益分割法の適用をめぐる実体論に関しては、わが国の移転価格 執行においては、もともと取引実態重視の構えで履行されており、特 段に本論の議論を事務運営指針等で参酌する必要はあまりないので はないかと思われる。

金融口座情報の自動的交換の枠組みに係る共通報告基準 (Common Reporting Standard)のCA(権限のある当局)間合意等、 租税条約上の情報交換による情報共有化の流れが急速に進んでいる。 多国籍企業の税源配分に係る情報に関しては、各国当局が自国税収 のためにバラバラに活用する構造は基本的に変わらないであろう。

新興・途上国は、多国籍企業に係る個別の情報の共有に加え、今般のOECDの議論への参加を通じて先進の論点について吸収しているはずである。こうした情報の共有化が、新興・途上国の執行に適切に反映されるように、これらの国々との相互協議や交流の頻度を上げて、権限ある当局のレベルを上げていく必要がある。

また、国際ルールはますます複雑化している中、特に先進国と新興・途上国間の税収をめぐる利害対立は顕著であり、先に課税ありきであとは相互協議に委ねようとする方向性も想定される。各国とも権限ある当局の役割は重要性を増し、その配員の拡充が期待される。有能で柔軟な権限ある当局のマンパワーの存在する国は投資魅力とさえ映るのではなかろうか。

議の実績も豊富で優秀ですので、 世界に貢献できる余地は大きいと考えます。

### パネルディスカッション後半 会員企業からの質問への回答

えるという形で進めたいと思います。 パネルディスカッションの後半に移り、事前に会員企業からいただいた質問に答

まず、来年の税制改正の大きな課題と目されているCFC税制に関して多く質問が寄

せられています。

はどのようにお感じですか。また、今後の課題はどういうところにありますか。 ない、不十分である、あるいは厳格である等々いろいろな評価があるようです。先生方 日本のCFC税制は各国の制度と比較してどのように評価すべきでしょうか。 遜色が

## 日本のCFC税制は厳しい傾向あり

岡田 が、日本の制度はかなり厳しいかなというのが率直な感触です。 基本的なところをお話しすると、各国の制度の比較はかなり難しい面があります



思います。 思いますが、10カ国にはCFC税制がありませ ありますが、10カ国にはCFC税制がありませ をEPS行動3でご紹介がありましたとおり、ベ ストプラクティスということでいろいろな勧告 がなされていますが、肝心なところは各国の自 主性に任せるということです。つまり、それだ け各国の制度の差が大きかったのではないかと 思います。

ありましたが、やはりオーバーインクルージョり入れたハイブリッドです。高嶋委員から話が税)を主体にしながらインカムアプローチを取ティアプローチ(外国子会社の事業体レベル課そういった中で、日本の制度は、エンティ

ンが生じています。 例の香港と中国に係る来料加工等の問題があったと思います。 やは

かなり厳しめでは

ないかと思います。

ている企業がかなりあるようです。 一方、アメリカを見ますと、チェックザボックスとルックスルーでCFC税制を逃れ

めないという状況です。それらを考えますと、日本の制度はかなりきちんとやっている、 ーロッパは、 欧州司法裁判所の判決により人為的な取決めに基づくものし か取 り込

厳しめという感じがします。

すが、そうであればあるほど企業の事務負担は増えてきますので、事務負担と的格性と それによって同等競争条件の確保が必要だと思います。また、的格な制度は望まし ていますが、それに基づいた制度設計が必要です。同時にほかの国とのバランスですね。 今後の展開としては、まず基本的な概念の整理として租税回避対応と一般的にいわれ

性基準が入り、最近は取引よりも結果としての利益を見るようになっています。そうす .時に、移転価格との関係も考えなくてはいけません。移転価格には今回、 所得相応 のバランスを考える必要があると思います。

ろんそれぞれの概念は違いますので補完的ですが、移転価格との関係は忘れてはならな ると結果を見ているわけなので、CFC税制とかなり似てきている面があります。

いと思います。

たりは企業のように実務での対応をしていないと分からないわけです。ここは企業側と よって、正常な取引にどれだけ影響があるのか、どれだけ阻害されているのか。そのあ してきちんと発言していく必要がありますし、事務負担についても同様であると感じて ただ、 当局にはなかなか実情が分かり難いところがあります。 実際はCFC税制に

## 理論と実務負担とのバランスを図って立案を

います。

ているわけではありません。アプローチ、建て付けについては比較する意味はないので アプローチとしては日本のみが突出しているわけではなく、 まず、 各国制度の比較について、各論ベースでは参考にすべきは多々ありますが、 他国が同じベクトル を向い

は

ないかと思います。

外の組み合わせによって結構粗めのメッシュで実務コストを下げてきたと思い が国税制はかなり実務に定着していると思っています。エンティティ方式と適用除 、ます。

法人税法23条の2の導入後、テリトリアル(源泉地主義)の要素が部分的に入ったこと す。また適用除外の判断が業種や子会社の事業活動によって複雑化しています。そして、 当該CFCのすべての所得を捕捉しますので、オーバーインクルージョンが生じてい 他方でエンティティ方式の必然ですが、CFCが適用除外基準を充足しない場合には

が起こってきたのが現状だと思います。 により、 海外の能動的活動所得をCFC所得で取り込むのはどうであろうかという議論

第三者から時価で買収した海外企業株式について、当該企業傘下で資本再編を行う場合! 含み益が実現し、 足元の課題で特に気になるのは、日本企業のグローバル競争力の観点です。例えば、 現地税務上非課税キャピタルゲイン扱いとなるものまでもが合算対象

実体のある法人が株を持っていたとしても株式保有業として適用除外を満たさない、 [用除外の受け皿も用意されていますが、 ワンタイムのキャピタルゲインはその判 となります。

このような懸念もあます。

に耐えられるかという問題があるかもしれません。 オーバーインクルードされる危険が減少することです。しかし企業にとって実務コスト が重要なポイントにみえます。メリットは理論的であり、BEPSの疑いのない所得が れて、トランザクショナルアプローチ(CFC所得のみの課税)という軸ができたこと こうした既存税制の継ぎ接ぎの限界と若干の混沌の中で、世界目線で概念整理がなさ

の損益内容の詳細を事業年度ごとに把握・分析してCFC所得の有無を確認する必要が 種類ごとにカテゴリー所得のどれに該当するかを判定する必要があります。外国子会社 で非関連取引の割合を知れば足りるわけです。今後変わってきますと、発生した所得の 現在エンティティアプローチの下での適用除外は、例えば販売会社であれば会社単位

アプローチの建て付けどおりにデータをとれる状態になっていると思います。日本企業 例えばドイツ、 買収会社はその後、PMI(経営統合)が遅れ、買ったまま放置するというこ アメリカの多国籍企業は、精度はともかくとしてトランザクショナル 出てくる可能性があります。

関連情報を収集する必要があることから、導入後一時的に事務負担が増えます。その意 とも少なくありません。外国子会社の経理担当者にCFC所得の範囲について説明し、

味で理論と実務負担とのバランスを図って立案することがとても大事だと思います。

# 日本企業にデメリットをもたらさない税制改正が必要

はり厳しい制度になっています。もしくは遜色ない制度になっています。 較したとき、 岡田先生、山川先生の発言の中にほとんど含まれていたのですが、まず各国と比 わが国のCFC税制はどうかということです。感覚でしかないですが、や

制の内容をカバーできる制度になっています。それを考えるとわが国の制度はそこそこ 行動計画3というコンテンツから見ても、わが国は、捕捉しようとしているCFC税

いいのではないかというのが私の評価です。

課税の繰り延べを許さないという観点で導入されています。先ほどの山川先生の話にも ありましたが、2011年の税制改正で外国子会社の配当益金不算入制度が入り、テリ 一方、わが国のCFC税制ですが、これは1978年に導入された制度です。当初は

題は日本の企業にとって避けて通れない大きな問題になっています。 リアルになってその趣旨が変わっています。その中でオーバーインクルージョンの問

非課税所得を構成するのか、海外の取引がからんでくると判断に悩むという問題です。 もう少し具体的に言うと、租税負担割合がいま20%ですが、それの計算方法でどれが

もう一つは事業基準です。事業によって適用除外を満たすか満たさないかというとき、

日本の手法の中で考えられないものがたくさんあるということが一つです。

持っています、持株業ですねということで適用除外基準を満たさなくて合算対象になる ことが現実に起こっています。 いまワンタイムの話がありました。 1回株式を売り所得がガーンと伸びました、株式を

営んでいる会社がこういった税制にひっかかって合算対象になる、といった事態が避け い問題です。タックスヘイブン対策税制は大きな金額の問題なので、まともな事業を それはわれわれにとっては仕事のタネになっていいのですが、企業にとっては !本の企業はそういうことにひっかからないようどうしたらいいか頭を悩ませていま 頭の

られるよう税制改正を求めていきたいと考えています。

パネルディスカッション 101

### 移転価格文書化の問題点

考えている企業もあり、 今年の税制改正で導入された移転価格の文書化についても多数の質問が寄せられ 非常に先行的に実務対応を進めている企業もあれば、これからどうしようか 取り組みの進捗状況はまちまちです。きょうはこれから考えよ

なものをつくればいいかイメージがはっきりしません。一般的な会社は社内体制の整備 質問の一つ目、今後三つの文書を作成しなければいけないことになります。 どの

も含めどのように対応しようとしているのでしょうか。

うという企業の目線からお伺いします。

加価 ついては価値創造とは何かが問われています。記載の際はどのような点に注意すればよ また、3文書の中でもマスターファイルについては、記入事項として構成会社等が付 !値の創出において果たす主要な役割の概要を記載することになっています。これに

的に内容は子会社側で作成するものでしょうか、親会社で作成することにしても問題は 三つ目です。ローカルファイルについて、今回同時文書化が義務化されました。 一般 ろしいでしょうかという質問です。

うか。例えばビューロー・ヴァン・ダイク等からデータを取得しないと作成できないと ないのでしょうか。また、その算定根拠について一般的にどのように作成するのでしょ いうたぐいのものでしょうか。こういったご質問が寄せられていますが、いかがでしょ

## 課税リスクの大きさで優先度をつける

川 細さは企業判断でありますが、一般的には不用意さを避けるために調査時のためのサポ の国の税制も視野に入れるということになるでしょう。ハイレベルな視点で書いて、 ます。マスターファイルは基本的にはOECDのテンプレートどおりですが、重要拠点 CDのテンプレートのとおりになると思います。表3は自由作文ですので、ディフェン スの観点から、 移転価格文書のイメージから話しますと、CbCレポート 継続性にも留意しつつ、必要な情報を過不足なく記載することかと思い (国別報告書)はOE

重要なバリュードライバー、無形資産、 市場特性、この三つの記載は当局の調査選定

トファイル

を用意

しておきます。

米ほど多くは書きません。文書の分厚さの違いがグッドウィルの差であると思われ を十分に想定しながら、工夫を凝らして慎重に対応していくということかと思い ーカル文書との整合性を念頭におくことも肝要です。日本はカル チャー 的 ま に欧 な

目線で整合性のある書き振りになっていることはグッドウィルを感じさせます。 日本のローカルファイルはOECDテンプレートによって求める情報が付加され

ような調査対応が必要です。他方、対象が複数の業種にわたっていたとしても、

一律の

効果的に調査を進める期待はあると思います。2年前、推定課税の発動について執行側 の立場を認めた判決が確定していますので注意が必要です。 担保にして、調査において求める資料を申告時に企業に広範に取得しておいてもらい、 とに加え同時文書化の法令化の意義が大きいと思います。推定課税規定の適用可能性を

税リスクの大きいところに優先度をつけていきます。それから海外ドキュメンテーショ 連取引がありますが、まずは取引の規模で、APAでカバーされていない取引の中で課 て参照することが基本になると思います。そのコツとして、一つの企業の中に多数の関 日本での同時文書化は、基本的には海外子会社が作成している移転価格文書を添付し

ころはどこか、そこを特定して対応することかと思います。 ンの情報では足りない、日本のローカルファイル規制の観点から見て新たに作成すると

ケージのアレンジで作成する会社が大半です。試行の結果をレビューして、税務リスク リシーを確認し、策定し、修正していくことになると思います。CbCRは、連結パッ ターファイルの記載に必要な情報ルートを確認し、設定します。その上で、移転価格ポ ことです。本社税務部、事業部、海外主要子会社での担当者を指名して業務内容を共有 します。そして、社ごとのいわば健康状態のチェックからスタートし、CbCRやマス 次に一般的な会社の対応のありようです。まず文書化対応のためにはチームをつくる

領にならいます。そして、事業部が作成したサブマスターファイルを税務部がまとめて マスターファイルについてはメイン事業部がモデルをつくり、ほかの事業部がその要

を行っていく、という整理の仕方になると思います。

拠点のあぶり出しを行い合理的な説明可能性を検討し、必要に応じてポリシーの見直し

今般のOECD報告書の移転価格の実体論の最も重要な点は取引の正確な認定であり、

いきます。こういうやり方が普通だと思います。

示しつつも、 個 固定されますので実行が難しいわけです。このように移転価格ポリシーが実行され 造をとるため、 収集や分析を踏まえますと、社内体制の整備がとても大事です。日本企業の対 を整備しなければ不利になります。こうした移転価格文書作成作業の背景にあ は契約分析を重要なステップと位置付けており、 々のファイル な難しさがあります。 実績が定めたレンジに収まりません。KPIたる営業利益が税の観点から 日本では基本的には情報入手が困難です。 はこれに基礎づけられていなければなりません。また、 青山先生から先ほどお話がありましたとおり、分権型統治構 そうである以上、企業は関連 またTNMMモデルが大宗を OECD 全者間 処に る情 報 は 報の 契約

せるきっかけになったことは間違いないと思います。 リガ 般に移転価格のディフェンスにあまり良くない状況にありますが、 ーとした移転価格文書化が日本企業のグローバルな税務管理体制を一 今般の 歩前 B E

ために説明が難しいということもあります。

## マスターファイルは配分を考えるのがポイント

す。自社でのこのような事情に即して書いていけばいいと思います。 スキルの人を集めて管理し一定のスペックの製品をつくることで、市場評価されていま 無形資産の介在を意味する必要はなく、ユニークな活動を求めているわけでもありま て果たす主要な役割の概要の記載のポイントは2点です。1点目は、必ずしも価値ある ることで市場評価されていることでしょう。単に組み立て製造業者であっても、適度な ん。これは研究開発、調達、生産、販売の活動における市場価値を書けばいいわけです。 普通の卸であったとしても仕入れルートがあり、お客さまを連れてきてマッチングす マスターファイルの書き方の注意点ですが、構成会社等が付加価値の創出におい

くのがポイントです。 まり大きなバリューがあるかないかというよりも、配分をどうするかから考えてい

格の検証方法から逆算して書いていくしかないと思います。取引の正確な認定を行い、 2点目は、ファイルの目的はあくまでも全世界当局向けの移転価格ですから、移転価

|が重要なリスクをコントロールしているのかを認識するというフィロソフィーを持た

誰

したものになっていくのか事実ベースを確認します。 ないで書 不用意に利益分割法の議論に巻き込まれない周到さも必要だと思います。 「いていくと必ずどこかで破綻します。TNMMで検証するのであ 無形資産の帰属の整理がつかな ればそれ に 即

## ーカルファイルは親会社の管理が必須

思います。 将来の親子両方の調査対応において親の主体的な関与がどうしても必要になってくると 会社の管理がマストと考えなければいけません。3文書の一貫性の確保が必要ですし、 次に、ローカルファイルの管理です。 親会社が最新の移転価格ポリシーに沿って作成することができれば、それが まず、 これからのローカルファイルは、

最も効率的かつ整合的であると思います。 りしていても金額・規模が大きくてリスクが大きい国、あるいはCbCRの施行によっ そうはいっても子会社側の税務リスクを加味しつつということになります。 中国のように非常にユニークなローカルファイル制度を持っている国、ある ·P調査を受けている国、現地に赤字がある国、アメリカのように現地文書がしっか は 過去

て税務リスクが新たに把握された拠点、こういうところは精査や吟味が必要です。 そうはいいましても、ゼロから子会社がつくると非効率なので基本的な情報はテンプ

ら、グループ全体として整合化するように調整していきます。それが最も効率的な方法 レートを親のほうから共有し、現地の情報を親が吸い上げて反映させ、レビューしなが

だと思います。

ションを実行しています。親がマスター的なものを作成していますので、日本の子会社 ティスから見えてきます。欧米多国籍企業は本社税務部がグローバルドキュメンテー は日本の税制に沿って適切に加工します。サインオフする権限は親会社のコントローラ していきます。海外子会社から見てこのように見えてくると思います。 にありますので、親会社がサインオフしやすいように日本のディレクターをサポート ちなみにこの作業が海外子会社から見てどう映るのかは、日本のインバウンドプラク

N M Mのベンチマークの根拠ですが、これは現地で受け入れられるデータベースで ーカルファイルは、特に国税庁からの規制がないので汎用性のあるデータ

ベースで異論はありません。

当局に臨場して、当局のデータベースにアクセスして、紙のコピーをもらってベンチマ ークするという税務慣行の国もあります。そういう意味では、国によってディファクト 例えばタイのように、汎用性のあるデータベースがカバーしていても、現地の

## 特に無形資産については専門家に相談を

スタンダードが違うことがたまにありますので留意が必要です。

ちりと書かれていて、それを見てもらうと書くべき情報がほぼ分かります。 格税制に係る文書化制度に関する改正のあらまし」という案内が出ています。 まず、イメージができないということですが、2016年4月、国税庁から「移転価 いま山川先生から細かいところは話があったので、私からは概括的な話をします。

とはわれわれ専門家に聞いてください。われわれは営業ツールを持っています。 無

料なので見てもらうとイメージがつかめるかもしれません。

それが分かってくるとどうなるかということです。アニュアルレポートを写せばほぼ

書ける内容になっています。

110

がないとなかなか文書化するのは難しいと思います。無形資産のところだけ専門家を使 ただ1点気をつけなければいけないのは無形資産です。ここについては専門家の関与

い、それ以外はいまあるもので記載することが可能な気がしています。

ですかということですね。価値創造とはテクニカルタームであり、AOA(帰属利得計 2点目の質問で、価値創造とは一体何ですか、その記載についてどういう留意が必要

算)、それからBEPS、そういった言葉と同じように今後バリュークリエーションは を生むノウハウといいますか、利益の根源、そういったものと考えていただければいい メジャーな言葉になっていくのではないかと思います。簡単にいうと、その企業が利益

では、実際に記載に当たってどうすればいいのかは考え方がいろいろあると思います りたくさん書きすぎない。的確に簡潔に書いていくほうがいいのではないかと

かなと思います。

でいまわれわれが一番気をつけているところは、価値創造について書いたとき、新興国 無形資産については専門家にアイデアを受けながら文書化していくことです。その中

111 パネルディスカッション

と新興国サイドからいわれるリスクがあります。そのあたり、新興国でのバリュークリ 書いたことによって、そういう活動をしているのに全然利益が落ちていないでは の受け止め方が読めません。アジアの新興国に出ていって仕事をしている中で、そこを な

エーションの書き方には注意が必要です。

らでもいいと思います。基本的にはこれまで現地でつくっています。 ーカルファイルの作成については、親会社でつくろうがローカルでつくろうがどち 現地のほうが情報

れが一般的です。 りますので、親会社からのマネージや、情報を共有することが必要になってきます。そ がたくさんあるからつくりやすかったということです。今後それが共有されることにな

のコントロールが入った文書が比較的簡単につくれます。日本を中心にすべての主要な を切り張りしていくという方法で、グローバル的にも統一性があり、かつ日本の親会社 l カ 最近行われていることは、日本の親会社が自分が持っている主要な子会社についてロ .ルファイルのマスター版をつくり、各国のローカルファイルをつくるときにはそこ

子会社の機能等を含めたローカルファイルを1本つくり、それを活用していくことが時

間的、コスト的にもかからないと思います。

話をしてもらった上で文書化することが必要になります。そこを除けば効率よく作成で カル・ローカルの取引が拾いきれていません。そこについてはローカル同士でちゃんと ただ、注意 していただきたいのは、日本を中心に各国の取引を見ていますので、

きると考えています。

# パブリックCbCRの注意点――レピュテーションリスクに注意

小畑 最後に、最近関心が高まっている欧州委員会におけるパブリックCbCRについ

この欧州委員会の提案はどの程度実現可能性があるのでしょうか、また日本企業とし

てはどのような注意が必要でしょうか。

てお伺いします。

りませんが、会計指令については特定多数決です。実際には55%、16カ国の賛成が得ら ではないというところがポイントです。税務の指令であれば全会一致で可決しないと通 簡単に申し上げます。欧州委員会の指令については会計指令であり、税務の指令

を考えると、何らかの形でこれが入ってくる可能性が高いだろうと思います。 ば可決します。 普通の税制の項目と違って比較的通りやすい状況になっていること

る部分もあります。そこをどう制限していったらいいかを考えるほうが現実的かなとい ま提案されている内容は、BEPSでいわれている内容よりも少し幅広に

う感覚もあります。

ピュテーション(風評)リスクが必ず出てきます。やはり記載の方法については留意が す。そこに出てくる情報がステークホルダーなどいろいろな方にさらされますので、 すが、EU指令のものについては誰もがアクセス可能です。インターネットで見られま 一つ注意していただきたいのは、CbCRは基本的には当局が情報として持っていま

## 企業の税に対するポリシーが重要

必要と思っています。

会計関連のEU指令なので、税制の全会一致ではなく、メンバー国の特定過半数の賛成 原口先生のコメントと重なってしまいますが、パブリックCbCRにつ いて

で成立することになります。パナマ文書の問題が背景にあり、欧州における世論の後押 しもあるような感じもします。

話題が出ました。OECDですから出席委員はEU国の代表が多いこともあり、あまり 目立った批判というか反対のコメントもなく、粛々と議論されていました。採択されて いくのが前提で皆さん動いているのだろうと想像されます。 先日、本年4月初旬のOECDの諮問委員会に出席したときもパブリックCbCRの

OECDのCbCRとは違ってプロに対するものではないので、相当気をつけて開示内 EUのパブリックCbCRは一般向けの開示になってしまいます。税務当局に対する

らないような対応をしていかなくてはいけないということが言えると思います。そうい に対する不買運動が起こっています。パブリックCbCRがそういうものの引き金にな 記憶に新しいところで、BEPSの過程で、特に英国で消費財を取り扱っている企業 容を吟味しなくてはいけないだろうと思います。

企業が税に対してどんなポリシーを持っているかが今後重要になってきます。

税務に関するポリシーというと移転価格のポリシーが真っ先に挙がりますが、それ以前

パネルディスカッション 115

に企業が税とどう向き合うかを整理していくことが必要だと思います。

実験的・実証的に行っている会社が数社あります。 にも、これをつくって、それをもとに税に対する内部統制をどのように広めていくかを ままで日本企業にはほとんどタックスポリシーがなかったのですが、私の顧客の中

れば、自然とパブリックCbCRに対しても対応できていくはずだと思います。 ちんとワークし、基本的なタックスポリシーが一般的に世間に受け入れられるものであ つくっただけでは、必ずしもきちんとワークするわけではないですが、その仕組み いわゆる内部統制の仕組みに載せていくことができます。内部統制の 本よりどころになるものができると、それを実行するために何が必要かと 最初はタックスポリシーをつくって効果があるかにつき、疑問を持ってい )仕組

業体制によると思います。以上のことを実践していかなくてはならないとすると、日本 企業にとっても税に対する内部統制をどうしていくかは今まで以上に大きな課題になっ 域に細かいインプレメンテーション(実施)を任せるのか、それは企業の組織体制、 ただ、それは中央集権的にやらなくてはいけないのか、欧州の特殊事情を勘案して地 がき みを

小畑 皆さま、本日はありがとうございました。てくると思います。

### 原口 太一(はらぐち・たいち)

EY税理士法人 BTA, Tax Policy & Controversy エグゼクティブディレクター

筑波大学大学院修士(法学)、税理士、米国公認会計士試験合格。 16年以上にわたり国税庁、国税局等で勤務。主に国税局調査部 (特官室・国際調査課など)において、超大規模法人の税務調査事 務、国際課税事務などに従事。2002年より2004年まで国税庁からオランダに派遣され国際税制研究機関(International Bureau of Fiscal Documentation(IBFD))に研究員として所属。2008年よりEY税理士法人にて国内および国際税務コンサルティング業務に従事。2019年 Rugby World Cup 日本開催 税務アドバイザー、2020年東京オリンピック・パラリンピック 税務アドバイザー。

### 山川 博樹(やまかわ・ひろき)

デロイト トーマツ税理士法人パートナー、デロイト トーマツ合同 会社ボードメンバー

1982年 慶應義塾大学経済学部卒業、国税庁入庁。1991年 ハーバードロースクール ITP 修了。1994年 東京国税局国際情報課長、2002年 国税庁調査査察部国際調査管理官、2005年 国税庁相互協議室長、2006年 コロンビア大学国際公共政策大学院客員研究員、2009年 国税庁審理室長、2010年 法務省司法法制部審査監督課長、2012年 国税庁調査査察部調査課長、2014年9月より現職。経団連国際課税委員会委員、日本機械輸出組合国際税務研究会委員。

### 青山 慶二 (あおやま・けいじ)

21 世紀政策研究所研究主幹/早稲田大学大学院会計研究科教授 1973 年 東京大学大学院法学政治学研究科修了(法学修士)、国税庁 入庁。1998 年 国税庁国際業務課長、2003 年 ニューヨーク大学ロースクール客員研究員、2004 年 国税庁審議官(国際担当)、2006 年 4 月より筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授、2009 年 5 月より 21 世紀政策研究所研究主幹。2012 年 4 月より早稲田大学大学院会計研究科教授。国際課税に関する対外活動として、1998 ~ 2000 年、2004 ~ 2006 年 OECD 租税委員会、2009 年より国連経済社会理事会・税に関する専門家委員会へ日本代表団員として出席、2009 年より国際租税協会(IFA)常設研究企画委員会日本代表委員、2010 ~ 2011 年 税制調査会専門家委員会特別委員。

### 岡田 至康(おかだ・よしやす)

### PwC 税理士法人顧問

1971 年 東京大学法学部卒業、国税庁入庁。1978 年 大野税務署長、1994 年 日本貿易振興会経理部長、1996 年 国税庁長官官房国際業務課長、1999 年 国税庁調査査察部調査課長、2000 ~ 2002 年 国税庁審議官(国際担当)。2002 年 税理士法人プライスウォーターハウスクーバース(現 PwC 税理士法人)の顧問に就任、現在に至る。2009 年より BIAC 税制・財政委員会副委員長兼日本代表委員。

### 高嶋 健一(たかしま・けんいち)

### KPMG 税理士法人パートナー

東京外国語大学ドイツ語学科卒。大手金融機関勤務を経験後、1984年 国税庁国税専門官として採用され、東京国税局に配属。その後、クィーンズランド大学(オーストラリア)MBA 課程修了、経営管理学修士、オーストラリア公認会計士。オランダ系大手税務法律事務所を経て、1997年 ピートマーウィック税務部門(現KPMG 税理士法人)に入所。2009年より BIAC 税制・財政委員会日本代表委員。

### 第118回シンポジウム

### BEPSプロジェクトの 総括と今後の展望

2016年11月30日発行

編集 21世紀政策研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館19階

TEL 03-6741-0901 FAX 03-6741-0902

ホームページ http://www.21ppi.org

### 21世紀政策研究所新書 【税財政・金融・社会保障

07 税・財政の抜本的改革に向けて(2010年7月9日開催

わが国企業を巡る国際租税制度の現状と今後(2010年2月10

日開催

14 12 新しい社会保障の理念―社会保障制度の抜本改革に向けて(2011年2月14日開催 国際租税制度の世界的動向と日本企業を取り巻く諸課題(2011年1月17日開催

税制抜本改革と地方税・財政のあり方―グローバル化と両立する地方分権をいかにして進めるか(2011年10月6日開催

31 国際租税をめぐる世界的動向―OECD、 BIACの取り組み― (2013年2月7日開催) 30 24 20

持続可能な医療・介護システムの再構築(2013年2月4日開催 社会保障の新たな制度設計に向けて(2012年2月29日開催

58 46

BEPSプロジェクトの総括と今後の展望(2016年5月12日開催 超高齢・人口減少社会のインフラをデザインする(2014年7月21日開催

- 金融と世界経済-―リーマンショック、ソブリンリスクを踏まえて―(2013年3月7日開催
- 35
- 21世紀政策研究所新書は、 21世紀政策研究所のホームページ(http://www.21ppi.org/pocket/index.html)でご覧いただけます。

